

大分県離島振興計画

【令和 5 年度～ 14 年度】

令和 5 年 4 月

大分県

目 次

第1章 総論	1
I 計画策定の趣旨	2
II 計画の対象地域	2
III 計画の期間	3
IV 計画の性格	4
V 計画の目標	4
VI 県の責務	4
第2章 姫島地域振興計画	5
I 地域の現状と課題	6
II 振興の基本的方針	15
III 具体的な施策	17
IV 産業振興促進事項	23
第3章 豊後諸島地域振興計画	27
I 地域の現状と課題	28
II 振興の基本的方針	43
III 具体的な施策	45
IV 産業振興促進事項	55

第1章 総論

I 計画策定の趣旨

本県は、昭和 28 年に離島振興法が制定されて以来、国、県、市町村が一体となって本土との格差是正を解消するために、10 年毎に離島振興計画を策定し、道路、港湾、漁港、上下水道をはじめとする産業基盤及び生活環境の整備、住民福祉の充実など生活利便性の向上や、自然や文化など島の特性や魅力を活かした交流やツーリズムの促進など各種施策等に取り組んできた。平成 25 年から令和 4 年においては「住民が安心して生きがいを持って住み続けられる島づくり」を目指し、姫島地域では基幹産業である水産業の振興に取り組むほか、IT アイランドセンターの開設による雇用の拡大、豊後諸島地域においては安定した航路の確保や遠隔診療システムの導入、地域資源を活かした観光振興策による島外との交流など成果を上げてきた。しかしながら、本県離島は四方を海に囲まれた立地や、長期にわたり継続している人口減少や高齢化、産業活動の停滞による地域活力の低下など厳しい自然的・社会的条件に直面しており、活力ある地域活動を維持するため、さらなる振興対策の強化が求められている。

このような中、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与するため、令和 4 年 11 月 18 日第 210 回国会において、「離島振興法の一部を改正する法律」が可決・成立し、同 11 月 28 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に新たな離島振興法が 10 年の時限立法として施行される。

本計画は、以上の認識と経緯を踏まえ、本県離島振興対策実施地域における今後の離島振興の基本的な方向と具体的な施策について、広域的な視点から、離島振興施策を総合的かつ効果的に推進するため定めたものである。

II 計画の対象地域

本計画の対象地域は、離島振興法第 2 条に規定する離島振興対策実施地域であり、大分県姫島村に属する「姫島地域」、及び大分県佐伯市、津久見市に属する「豊後諸島地域」とする。

指定地域名	離島名	市町村名	指定年月日	離島の類型
姫島	姫島	姫島村	昭和 32 年 12 月 23 日	内海・本土近接型
豊後諸島	地無垢島	津久見市	〃	外海・本土近接型
〃	保戸島	〃	昭和 32 年 8 月 14 日	〃
〃	大入島	佐伯市	〃	内海・本土近接型
〃	大島	〃	〃	外海・本土近接型
〃	屋形島	〃	昭和 32 年 12 月 23 日	〃
〃	深島	〃	昭和 32 年 8 月 14 日	〃



III 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

なお、本計画は、今後の社会情勢や地域における環境の変化等を勘案しつつ、必要に応じて離島振興計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価、フォローアップ及び内容の見直しを行うものとする。

IV 計画の性格

本計画は、離島振興法第4条の規定により、国の離島振興基本方針に基づいて、当該市村が住民の意見を集約し作成した計画案を反映し、大分県が定めるものである。

V 計画の目標

本県は、住んでいる人々がそれぞれの地域で豊かさを実感できる魅力ある地域づくりを進めており、離島においても住んでいる人々が安心し、活力をもって住み続けることができる島づくりを推進する必要がある。

このため、基幹産業である水産業をはじめ産業基盤の整備を推進するとともに、交通の確保や住民福祉の充実など、持続可能な生活環境の整備や利便性の向上を推進する。さらに、地方自治体と連携し、離島の恵まれた自然や文化等の特性を活かしながら、情報通信技術（ICT）を活用した医療の充実や場所に制約されない働き方の普及による産業振興、空き家活用による関係人口の拡大や移住促進、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等について検討し、「島内外の人々が島に親しみ、住民が安心して住み続けられる島づくり」を目指す。

VI 県の責務

本県は、離島振興法の基本理念にのっとり、その区域の自然的・社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第2章 姫島地域振興計画

I 地域の現状と課題

I-1 概要

本地域は、瀬戸内海の西端、大分県国東半島の北5kmの周防灘海域に位置する東西6.6km、南北2.6km、海岸線延長17km、総面積6.99km²の一島一村である。

本地域は、第四系の基盤の上に噴出した4つの火山が砂州によって連結されてできたものであり、島の中央南端に矢筈岳(266m)がそびえ、それを中心に西端に達磨山(105m)、その北東に城山(62m)、東端に灯台のある柱ヶ岳(45m)がある。これらの連結された山間の平地に集落が形成されている。

気候は、年平均気温15.0°Cと温暖で、積雪はほとんどみられず、降雨量は年平均1,300mm前後である。

本地域における人口動向の推移を見ると、昭和30年の4,178人をピークとして以後減少を続けている。昭和50年3,207人から平成2年の3,268人と61人微増したが、その後、若者の流出、出生数の減少により減少し、令和2年には1,725人となっている。

また、年齢別人口を見ると、平成22年は年少人口(0~14歳)213人、生産年齢人口(15~64歳)1,170人、高齢者人口(65歳以上)806人であったが、令和2年では、年少人口133人、生産年齢人口650人、高齢者人口942人となっており、少子高齢化が進んでいる。

年齢別人口数の推移（令和2年国勢調査）

区分 年	人口総数	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
		0~14歳以上	15~64歳以上	65歳以上
平成22年	2,189人	213人	1,170人	806人
平成27年	1,991人	171人	929人	891人
令和2年	1,725人	133人	650人	942人

I-2 産業

本地域の令和2年国勢調査における産業別就業者数は、第1次産業が169人(21.7%)、第2次産業が99人(12.8%)、第3次産業が508人(65.5%)である。

産業分類別就業者数の推移（令和2年国勢調査）

区分 年	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
		272人	151人	552人
平成22年	975人	272人	151人	552人
平成27年	882人	218人	121人	543人
令和2年	776人	169人	99人	508人

① 水産業

本地域の基幹産業である漁業は、恵まれた漁業環境をさらに活かすため、魚礁、増殖礁の設置等、漁場の整備拡大、漁業生産関連施設整備を積極的に行うとともに、漁業者においても漁船装備の近代化等、生産性の向上に努めてきた。

その反面、漁船の高速化による漁場の狭隘化や過当競争による乱獲を招き、漁業生産が年々減少し、資源も減少傾向にある。さらに、水産物消費量の減少や燃油価格の高騰、魚価の低迷が相まって、漁業経営は厳しい状況にある。

このような事態に対処するため、引き続き漁場造成や漁業関連施設の整備・充実を推進し、漁業者の資源管理等への意識改革を図るとともに、種苗の放流や漁業規制の徹底等の資源回復、資源増大に向けた取組や魚付林の保護、育成に努める必要がある。

また、姫島水産加工センターの充実等、6次産業化を推進し、漁家所得の向上と雇用の拡大を図っていくことが必要である。

新規就業者対策は、国、県の制度を活用して漁業就業者奨励金の支給や漁船、漁具等の購入費の助成を行う等、人材確保に努める必要がある。

クルマエビ養殖は、安定した生産量の確保を図るため、ウイルス病対策に努め、業績向上を図る必要がある。

② 農業

本地域の農業は、野菜、かんしょ、麦、果樹等が自家消費用として栽培されているものの、農地の遊休・荒廃化が進んでいる。このような状況の中にあってにんにく、たまねぎ、かんしょ等の栽培が小規模ながら定着し、出荷が行われている。

平成24年度～平成27年度に「農業体质強化基盤整備促進事業」で達磨地区の耕作放棄地（約3ha）を整備し、農協・老人クラブが活用している。

また、近年は山間部を中心に村外から侵入したイノシシへの対策が必要である。

今後は、農地の保護及び耕作放棄地の解消を図るとともに、現行作物の栽培技術の向上と定着したにんにく、たまねぎ、かんしょ等の作付推進、適地作物を選定し、新たな特産品の開発に努める必要がある。

③ 工業

本地域の工業は、土木、建築業、造船業、縫製業等で構成されている。長引く景気低迷は、本地域の産業にも重大なダメージを与えており、経営基盤の充実や安定を図る必要がある。

また、本地域の実情に適した企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る必要がある。

④ 商業

本地域の卸小売商店数は、平成19年の64店から令和元年の32店と半減している。商店のほとんどが小規模店舗で経営者の高齢化により、商品の品揃えや価格形成等にも限界がある。交通利便性の向上や通信販売等により、村外への購買力の流出が進んでおり、地域内の商店に大きな影響を及ぼしている。

今後は、購買力の流出対策や地域内の消費喚起を図るため、商工会を中心に各商店が一体となった魅力ある地域商業の振興に努める必要がある。

⑤ 雇用の場の創出

近年、若年層の流出、出生数の減少により、人口は減少している。人口の流出に歯止めをかけるためには、安定した雇用の場の確保・創出を図る必要がある。

I－3 観光

本地域は、豊かな自然と、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」、国の天然記念物「姫島の黒曜石産地」、島名の由来であるお姫様にまつわる「姫島七不思議」等に代表される歴史、伝統文化あふれる「詩情と伝説の島」であり、近年渡り蝶の「アサギマダラ」の休息地としても知られている。平成25年「おおいた姫島ジオパーク」が日本ジオパークに認定され、令和3年に「瀬戸内海姫島の海村景観」が国の重要文化的景観に選定された。

全国的に有名な姫島クルマエビ、タイ、ヒラメ等の豊かな海の幸を活用して、イベントや「食のフェア」の開催や体験プログラムの実施等により、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、「水産業と観光とITの村づくり」に取り組んでいる。

しかしながら、近年、観光客は減少傾向にあることから、観光に携わる人材の育成、観光資源の更なる充実と積極的な情報発信、及び観光客の受入環境、受入体制の整備等が必要である。

また、新型コロナウイルスにより経営が悪化している観光業者に支援を図る必要がある。

I－4 交通施設

① 海上交通

姫島港と伊美港を結ぶ本土との唯一の交通機関である村営フェリー姫島丸は、日常生活物資、産業資材の搬入、水産物の搬出並びに通学、通勤等村民にとって必要不可欠な生活航路であり、県道（主要幹線道路）に相当し、その公共性は極めて高く、現在、2隻で1日12便（12月～3月は、11便）運航している。

航路経営は、乗客、車両とも利用者が減少傾向にあり、経営収支が赤字となっている。

また、利用者の安全確保と、バリアフリー等のサービスの向上に努めるとともに、今後は、利用客の増加等、収入の増加対策と、コスト削減を図り、経営収支の改善に努める必要がある。船員及び職員の安全教育や接客マナーの研修等を行い、老朽化が進む第一姫島丸の代替船建造と、姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理を図る必要がある。

② 道路

県道は、稲積地区と姫島港を結ぶ県道稲積姫島港線、北浦地区と姫島港を結ぶ県道北浦姫島港線と西浦地区と姫島港を結ぶ県道西浦姫島港線の3路線が開設されている。今日の車社会の発達に伴い、幅員の狭小化解消のため、平成11年から平成21年にかけて大規模な改良拡幅工事が行われた。今後も適切な維持管理が必要である。

村道は、各集落及び主要施設を結び、村民生活、産業の振興の基盤としての役割を果たしている。

現在の道路施設や橋梁、トンネル等は、整備後年数が経過しているため、点検及び長

寿命化計画に基づいた維持管理が必要である。

また、近年の豪雨等による土砂災害対策で、大海稻積線の危険区域で法面対策を実施しており、早期完成を図る必要がある。

I－5 情報通信

離島の地理的格差を克服する有効な手段として、平成16年に情報通信基盤を整備し、全域にケーブルテレビ網の整備を行い、「ケーブルテレビ姫島」を開設した。

IT企業誘致による村の活性化を図るため、県と連携し、「姫島ITアイランド構想」を掲げ、平成29年から令和元年度にかけて、姫島ITアイランドセンターを整備し、オフィス7部屋とコワーキングスペースを整備した。現在、2社1団体が入居し、雇用の場、移住者の増加に繋がっている。今後も、IT企業の誘致を推進する必要がある。

令和3年には、「姫島ITアイランド構想」のもと光ファイバー網の高速化等、情報通信基盤の整備事業を実施した。

情報通信システムは常に新しい技術が導入されており、これに対応しながら、情報通信システムの整備を実施し、村民やIT企業をはじめ利用者の利便性の向上やマイナンバーカードを活用した事業の検討を図る必要がある。

I－6 生活環境

① 簡易水道

簡易水道事業は、昭和40年度に完成し、その後数回の増補改良を行ってきたが、平成13年度に実施した浄水場施設整備事業から20年以上が経過し、施設も老朽化している。良質水の安定供給を行うために、効率的な施設の維持、補修、整備を図る必要がある。

また、災害時に対応するため、非常用発電設備の設置が必要である。

② し尿及び生活排水処理

本地域では、生活排水による周辺海域の汚濁防止と快適な環境づくりのため、平成4年度から下水道事業に着手し、平成10年3月に全面供用を開始した。令和4年3月末における下水道加入率は95.6%で、今後も、未加入世帯に対し、加入の促進を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持補修に努める必要がある。下水道未加入世帯のし尿処理は、平成23年度に建設したし尿投入施設で、し尿の前処理を行い、下水道の処理施設に投入し処理している。

③ごみ処理

一般廃棄物の処理は、可燃物と不燃物に分別し、各地区週2回、ステーション方式により収集している。可燃物は、令和2年度に老朽化した施設の更新を行った。今後もごみの減量化に努めるとともに、施設の適切な維持補修を行う必要がある。

不燃物の処理は、村外処理業者に委託し、焼却灰等の処理は、令和3年度より村外のセメント工場に委託し、セメント原料への再資源化を行っている。

また、産業廃棄物の処理についても、地域内に処理施設や業者がないことから、村外

への搬出処理を行っている。

一般廃棄物のうち約2割が生ごみであり、ごみの減量化のため、コンポスト容器購入に対する助成を行うとともに、リサイクルのため、鉄、アルミ、空きビン等の有価ごみの回収を行っている。

家電リサイクル法の実施に伴い、懸念された不法投棄は起きていないが、今後とも不法投棄に対して、巡回パトロールによる監視や適切な行政指導、啓発活動を行う必要がある。

④ リサイクル

昭和59年度に開始したデポジットシステムは、令和4年度で39年目を迎え、村民生活の一部となり、高い回収率で推移している。今後も、関係団体との連携を密にし、本システムの円滑な推進に努める必要がある。

⑤ 消防・防災・救急

地域内の火災発生件数はほとんどないが、台風等の自然災害や火災が発生した場合、住居が密集していることや、離島であることから災害規模が拡大する恐れがある。

そのため、「大分県消防団相互応援協定書」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」、「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」など、必要な場合に迅速な応援が要請できるよう関係自治体と協定を結んでいる。常備消防は、対岸の国東市消防署（国東市消防本部）に委託している。

一方、消防団組織においては、若者の減少による団員確保が課題となっており、これに対応するため小型動力ポンプ積載車を導入してきた。今後も、訓練等による消防技術の向上、団員OBの協力による地域防災力の確保や効率的な活動のための機材、機動力の確保等の対応が必要である。

また、適宜、「地域防災計画」を見直し、今後想定される南海トラフ地震や周防灘断層群主部による地震等、津波への防災体制の確立が必要である。

救急業務については、診療所と消防署による体制が整備され、県のドクターへりも利用している。離島であるため夜間、荒天時の対応や、中核病院等への搬送の所要時間短縮が課題である。

⑥ 空き家対策

本地域の空き家の状況は、令和元年度には119件となっている。空き家は個人の財産であるため、所有者等がその責任の下に適切な管理を行うことが原則であるが、適切な管理が行われず放置され、老朽化が進むことにより、倒壊の危険、害虫の発生、雑草の越境など、近隣住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている。空き家が増えることで地域活力の低下や過疎化が生じるといった社会問題も生じる。

今後は、空き家の情報把握に努め所有者に適切な管理を促すとともに、空き家化の予防・抑制や地域の活性化に繋がる有効な資産としての利活用を図ることが必要である。

I – 7 国土保全

本地域は、台風の襲来も多く、また、冬季の季節風も激しい。地形や地質、海岸線が複雑であるため、波浪や高潮による浸食や土砂災害発生の危険性が高い。

このため、海岸保全、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山事業を積極的に

実施し、災害防止に努めてきたが、未整備の箇所で被害発生の恐れがあるため、引き続き事業を推進することが必要である。

また、適宜、「地域防災計画」を見直し、今後想定される南海トラフ地震や周防灘断層群主部による地震等、津波への防災体制の確立が必要である。

I－8　国内外との交流

国際化社会を迎える中で、本地域でも国際理解を深めることが必要となっている。このため、青少年交流やALTの活用等、諸外国の生活や文化にふれる諸事業を実施し、異文化の相互理解を深めている。

また、本地域は豊かな自然環境、個性あふれる伝統文化等を活かした「姫島車えび祭」や「姫島盆踊り」等を開催し、地域外の来訪者から好評を博している。

今後は、「おおいた姫島ジオパーク」や国の重要文化的景観に選定された「瀬戸内海姫島の海村風景」等、本地域の特性を活かした「観光」と「交流」の組み合わせによる地域間交流を積極的に推進し、交流人口や関係人口の拡大を図ることが必要である。

I－9　医療、保健

本地域では、離島医療の確保と村民の健康増進、疾病の予防を図るため、公的医療機関として、昭和32年7月に姫島村国民健康保険診療所を開設した。

そして、村民の医療ニーズの増大と健康に対する意識の高まりから、医療の質的向上を図るために、昭和56年度に施設の全面改築とともに医療機器等の整備を行った。

昭和58年度に、複数医師体制となったことを契機に、診療所は単に一次医療を行うだけでなく、村民の健康を守るために保健予防活動や、高齢社会に対応した在宅ケアの活動にも積極的に取り組む等、予防と治療を一体にした医療活動を行うとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の連携による幅広い地域包括医療・ケアを実践してきた。

また、人工透析・眼科診療等、診療科目の増加に伴う狭隘化や施設の老朽化もあり、平成16年度から平成17年度にかけて大規模な増改築を行った。令和2年度には消防用設備（スプリンクラー）の整備、人工透析患者の増加に伴う透析室の移転を行い、施設の充実を図ってきた。医療機器についても計画的に整備し、治療・検査等の精度の向上・効率化を図り、患者の負担軽減及び地域のニーズに沿った医療環境の向上に努めるとともに、研修医等も積極的に受け入れ離島医療の啓発と中核病院との連携の強化を図っている。

しかしながら、疾病構造の変化、医療の高度化等により、村民の医療需要は年々増大しており、今後とも、村民のニーズに沿った医療提供体制の確保、検査機器等の整備を行うとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括医療・ケアの実践に努め、離島医療の一層の充実に努める必要がある。

なお、広域連携の取組として「国東地域連携マニュアル」が準備されており、利用者及び事業者が事業種別・人員基準・対応措置など他の事業所を検索する際の参考としている。

また、介護保険事業所としてサービスの充実向上のため、職員の資質の向上と専門職員等の人材確保により、安定したサービスの提供に努める必要がある。

I-10 介護・福祉

令和2年国勢調査によると高齢者人口は942人（54.6%）で、平成22年国勢調査と比べて17.8ポイント増加し、急速な高齢化が進んでいる。

高齢者人口の推移（令和2年国勢調査）

離島名	平成22年		令和2年	
	人口	構成比	人口	構成比
姫島	806人	36.8%	942人	54.6%

① 高齢者福祉

高齢化の進行に伴い、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加している。介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、高齢者の生きがいづくりをはじめ、在宅サービスや施設サービスの充実に取り組んでいる。

今後も高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って生活できる環境づくりや介護予防の推進など、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

② 介護保険

少子高齢化が進行する中、核家族化、扶養意識の希薄化等により家庭における介護力が低下し、家族だけで要介護者を支えることが困難となってきている。こうした状況の中、本地域では、老人福祉施設「姫寿苑」と姫島村国民健康保険診療所が介護保険サービス事業者の指定を受け、訪問介護、訪問看護等各種のサービスを提供している。平成23年3月に、民間の認知症対応型グループホームが開設され、認知症高齢者に対する住み慣れた場所での支援が可能となった。

しかしながら、今後も増加が見込まれる認知症高齢者や多様化するニーズに応じて、より一層介護サービスを充実させる必要がある。

③ 障がい者福祉

本地域の障害者手帳の令和3年度末時点の交付件数は身体障害者手帳122件で、うち1～2級の重度の者は43件で35.3%、療育手帳19件でうち程度Aの重度の者は6件で31.6%、精神障害者保健福祉手帳5件でうち1級の重度の者は0件となっている。

人口減少に伴い、障がいのある人の割合は増加傾向にある。

④ 児童福祉

近年、核家族化、少子化、女性の社会進出等が進行する中で、乳幼児を持つ家庭に対する子育てと社会参加の両立を支援するうえで、保育の必要性はますます高まり、保育所は、その中心的な役割を果たしている。特に、最近では共働き家庭の増加により低年齢児の入所希望が増えている。

現在、保育所では従来の定型的な保育に加え、一時保育サービス事業（非定型的保育、緊急保育、私的 lýによる保育）や広域保育を実施している。

また、平成18年度から地域子育て支援センターを開設し、育児相談や未入所家庭交

流の場の提供及び交流の促進を図っており、令和元年度には、保育料等の完全無償化を実施し、未就学児がいる家庭への経済的負担軽減も図っている。

令和3年度から子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを開設し、子育て家庭等からの相談に応じ必要な支援を行っている。

今後は、さらに保育内容の充実を図るため、保育ニーズの把握と職員の資質の向上に努めるとともに、認定こども園設立に向けた検討を行い、幼児教育の観点から幼稚園との連携を深める必要がある。

I－1－1 教育・文化の振興

教育は人づくりの基本であり、地域、家庭、学校が一体となって、国際化、情報化、少子高齢化、価値観の多様性など、社会状況の変化に対応し、次代を担う人材の養成に努める必要がある。

学校の児童生徒については、「生きる力」を育む学力の向上（知）、豊かな人間性の育成（徳）、健康や体力の保持・増進（体）を基本とした学校教育を推進している。

① 幼児教育

幼児期は、豊かな感性、好奇心、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期である。幼稚園は、学校生活及び学習の基礎を培うという役割を担っている。このため、研修等による幼稚園教諭の資質向上と施設、教材、教具等の充実を図る必要がある。幼保一貫体制による子育て支援の充実や、小学校との連携による教育環境づくりに努めるとともに、認定こども園設立に向けた検討を行う必要がある。

② 学校教育

国の新学習指導要領に基づき、子どもの確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むことをめざし、「知・徳・体」の調和がとれた教育を展開するとともに、平成3年度から「村学力向上対策協議会」を設置し、保育所、幼稚園、小・中学校、家庭が連携して、言語能力や読書力の育成と基礎学力の定着・向上に取り組んでいる。学力向上のため、かにっこ塾や水曜日塾・土曜日塾、土曜授業を実施している。

新学習指導要領に基づく教育課程の完全実施とともに、豊かな心を育てる道徳教育や、体力向上への取組、「姫島 IT アイランド構想」による「1人1台端末」を活用したICT教育の推進など時代の変化を見据えた一層の学校教育の充実が必要であり、社会教育と連携して推進していくことが求められている。

また、ユネスコスクール加盟校として、「ふるさと科」やジオパークの教育活動によって、地域の自然・文化を理解するとともに、県内外との交流活動を通じて、教育的な価値を高める必要がある。

施設面では、学校施設と老朽化が進んでいるべき地教員住宅の適切な維持管理が必要である。

③ 社会教育

社会が大きく変化する中で、村民が生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会を形成することが求められて

いる。学校教育と並んで生涯学習社会の形成に重要な役割を担う社会教育においては、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供する必要がある。

本地域では、中央公民館や離島センター、図書室等において、各々、独自の活動を実施しており、今後の地域コミュニティ活性化を図る基盤としての役割が求められている。

成人教育については、公民館講座として茶道、書道、フラダンス等多様な学習の機会を提供し、受講生が講座への参加を通して、地域社会に貢献する活動を展開している。

高齢者教育については、豊かな人生経験を通じて培ってきた知識や技能を活かすことができるよう、高齢者教室等学習機会と実践の場の確保に努め、高齢者の社会参加を促進している。

家庭教育については、近年、少子高齢化、核家族化が進む中で、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、従来、家庭内の世代間で自然に培われてきた家庭教育も大きく変化している。このような中で、親が自信をもって子育てができるように、家庭教育に関する学習の場を設けており、更に支援の輪を広げていく必要がある。

④ 社会体育

近年、「いつでも、だれでも、どこでも」できる手軽なスポーツについての関心が高まっており、従来スポーツ活動に親しむ機会が比較的少なかった人々が、余暇時間の増大や健康づくり等から日常生活の中にスポーツを取り入れるようになってきた。

このため、平成 21 年度に姫島村軽スポーツセンターを整備し、村民の年齢や体力等に応じた手軽なスポーツができる施設として利用されている。今後も、村民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、身近で利用しやすい環境を整える必要がある。

また、各種スポーツ指導者の確保と養成を図り、スポーツ人口の底辺拡大を進める必要がある。

⑤ 文化的振興

村民の文化への関心を高め、豊かな文化を創造するには、すぐれた芸術・文化に数多くふれることが必要であるが、本地域は離島であるため、芸術・文化に接する機会が少ない。

本地域には、国指定天然記念物「姫島の黒曜石産地」をはじめ国選定重要文化的景観「瀬戸内海姫島の海村景観」、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」、県指定天然記念物「姫島の藍鉄鉱」「姫島の層内褶曲」、村指定有形文化財「姫島庄屋古庄家」等貴重な文化財があり、これらの保護、保存と、後世に伝承するための諸施策が必要である。

I – 1 2 エネルギー

本地域は自然、歴史、文化等と調和した良好な景観の形成の促進を図り、アサギマダラやハヤブサ（絶滅危惧Ⅱ類（VU））、ミサゴ（準絶滅危惧種（NT））など希少生物への影響や、昔ながらの離島漁村の景観に対する影響を防ぐため令和 2 年 4 月に姫島村景観条例を制定し、風力発電と太陽光発電（個人宅の屋上を除く）を禁止している。

II 振興の基本的方針

II-1 振興の基本的方針

昭和 32 年に離島振興法、昭和 37 年に辺地法、昭和 45 年に過疎法の適用をそれぞれ受け、漁港、港湾の整備と漁業資源の保護育成等漁業の振興を図ったのをはじめ、「本土並みの生活」をめざして村民生活の向上と社会資本の充実に力を注いだ結果、「光」、「水」、「医療」という離島が直面する 3 つの課題はほぼ解決済みである。

さらに、下水道整備、光ファイバー網等情報基盤の整備充実、姫島村国民健康保険診療所を核とした保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括医療・ケアの推進等、村民の生活環境も向上している。

また、これまで、基幹産業である沿岸漁業とクルマエビ養殖の振興を図るとともに、本地域の歴史、文化と、豊かな自然を活用した観光の振興を図ってきた。そのなかで、瀬戸内海国立公園への編入、国の天然記念物「姫島の黒曜石産地」、国選択無形民俗文化財「姫島の盆踊」に続き、平成 25 年 10 月、「おおいた姫島ジオパーク」が日本ジオパークに、令和 3 年 3 月に、「瀬戸内海姫島の海村景観」が国の重要文化的景観に選定された。そして、近年、「姫島 IT アイランド構想」のもと、IT による村づくりも進めている。

しかしながら、昨今の島を取り巻く環境は、人口減少、過疎、少子高齢化、沿岸漁業の不振、雇用の場の不足等、大変厳しい状況にある。

産業の振興については、引き続き島の基幹産業である沿岸漁業とクルマエビ養殖等の一層の振興を図る。

観光について、「姫島車えび祭」などの交流型イベントの推進を図るとともに、従来からの地質資源や「おおいた姫島ジオパーク」「アサギマダラ」を活用した持続可能な地域振興を図る等、訪れる人々の快適さと利便性の向上に努め、新しいニーズに対応した観光施策を推進する。

また、各所に整備しているフリーWi-Fi を活用して、テレワーク、IT フリーランス、ワーケーションでの移住者、交流人口や関係人口の増加を図る。

交通施設について、日常生活の利便性の確保と交流人口、関係人口の拡大を図るため、道路の計画的な改良補修や橋梁・トンネルの定期的な点検と点検に基づく補修を行っていく。航路についても、老朽化が進む第一姫島丸の代替船建造と、姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理に努め、より一層の安全運行を図る。

情報通信について、ケーブルテレビを活用し、住民の生活利便性向上に努める。

また、姫島 IT アイランドセンターへの IT 企業誘致を推進し、常に新しい技術が導入される情報通信システムに対応しながら、その整備に努める。

生活環境について、下水道未加入世帯の加入を促進し、加入率 100%を目指すとともに、簡易水道による良質水の安定供給を図る。

国土保全について、今後想定される南海トラフ地震や周防灘断層群主部による地震等、津波の自然災害発生時の防災体制の確立を図るとともに、災害に備えた支援づくりに努める。

医療について、少子高齢化の進展、疾病構造の変化や医療の高度化等による、村民のニーズに対応するため、医療機器等の整備や中核病院との連携強化により医療体制の充実を図るとともに、姫島村国民健康保険診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の多職種連携による地域包括医療・ケアの実践を推進し、離島医療の一層の充実に努める。

また、国、県と連携のもと、感染症の拡大防止対策に努める。

福祉について、村民の主体的な健康づくりに対する支援や保健・医療と連携し、「ユニバーサルデザイン」の推進を図ることにより、全ての人が安心していきいきと暮らせる村づくりを進める。

教育について、教育は人づくりの基本であり、地域、家庭、学校が一体となって、国際化、情報化、少子高齢化、価値観の多様化など、社会状況の変化に対応し、次代を担う人材の養成に努める。

II－2 振興の目標

本地域においては、「海を活かした健康で活力あふれる村づくり」を基本理念に、「水産業と観光とITの村づくり」をスローガンに掲げ、「水産業と観光とITを中心とした産業の振興」「豊かな自然に調和した生活環境の充実」「きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進」「豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承」を基本目標として、人情味あふれる、豊かな住みよい村づくりを目指す。

III 具体的な施策

III-1 水産業と観光とITを中心とした産業の振興

III-1-1 産業の振興

① 水産業

本地域の基幹産業である水産業振興のため、漁場造成や藻場の保全、種苗の育成や放流、海底耕うん、藻類養殖の推進と漁場関連施設の整備・充実に努めるとともに、漁業者の意識改革を図り、資源管理型漁業を推進する。

漁業後継者の確保、育成について、漁業就業者奨励金の支給や漁船・漁具の購入費を助成する等、人材の確保・育成を図る。

また、小・中学生等に水産教室を実施し、体験を通して本地域の漁業の実態を理解させるとともに、新規就業者を組合、行政が一体となって支援することで、次代を担う後継者の育成を図る。

水産物に付加価値を付け所得の向上と雇用の拡大を図るため、姫島水産加工センターにレトルト殺菌装置や3Dフリーザー等の新たな高性能の加工機器を整備している。今後は、常温商品や鮮度を保持した冷凍商品等の新たな土産品を開発し、6次産業化を更に推進する。

クルマエビ養殖業については、ウイルス病対策に努め、生産の回復・増大を図るとともに、クルマエビの真空パックの高度化等、販売の多様化を図り、売上高の増大を目指す。令和4年度に新設した種苗生産施設では、設備機能の強化、業務の効率化及び殺菌海水を用いた健全な種苗の生産により、養殖生産量の安定化を図る。

魚付林の保護、育成について、松くい虫被害木伐採処理や下刈り、植林等に努める。

新型コロナウイルス等により、経営が悪化している漁業者を支援するため、国・県と連携して、助成金の支給等支援していく。

② 農業

農業就業者の高齢化等により、大幅な規模拡大は望めないが、現況農地を保護するため、イノシシ等の有害鳥獣駆除や、農協に管理委託している農業機械を活用した作業の省力化により、耕作放棄地対策に努める。地産地消等による食料自給率の向上を図るために、野菜、果樹等の栽培を推進するとともに、換金作物（にんにく、たまねぎ、かんしょ等）の作付面積の拡大と生産量の増大を図る。

農協をはじめ関係機関と連携し、新規適地作物の導入に努めるとともに、花等の景観作物の作付けを推進する。

③ 工業

既存企業の経営基盤の安定・強化と人材の育成、確保等に対する支援や新たな就業機会の創出につながる企業誘致を推進し、既存企業の経営基盤安定化強化に関する情報提供等支援策の推進や就業機会の確保による若年層の定住化を図る。

④ 商業

村民の潤いのある豊かな日常生活の向上を図るため、魅力ある商店機能の強化に努め

るとともに、商工会を中心に、経営改善、研修等を推進する。

⑤ 雇用の場の創出

雇用の安定と雇用機会の創出を図るため、漁業後継者の育成・確保やワークシェアリング、観光振興、水産加工、IT企業等の誘致、地域おこし協力隊制度の活用等による雇用の場の確保に努める。

III-1-2 観光の振興

「姫島盆踊り」「姫島車えび祭」等による交流型イベントの推進、「姫島の黒曜石産地」や「おおいた姫島ジオパーク」、「瀬戸内海姫島の海村景観」、渡り蝶の「アサギマダラ」など歴史、文化、自然資源を活用した施策の推進を図る。

また、拍子水温泉（健康管理センター）や姫島海水浴場、矢筈岳などの観光資源の活用促進に加え、姫島灯台、健康管理センター、海水浴場、キャンプ場などの観光拠点施設の整備による観光客の利用促進を図るとともに、地域づくりグループによる「食のフェア」や「トレッキング」などの体験プログラムの開催や特産品の開発など、住民一体となった観光振興を図る。

さらに、主要観光スポット、施設等に整備したフリーWi-Fiの活用による観光客の利便性の向上や、ワーケーションなどにより交流人口や関係人口の増加促進、雇用の場の創出を図る。

新型コロナウイルス等により経営悪化している観光業者に対しては、国・県と連携し、助成金の支給等支援を行っていく。

III-1-3 「ITアイランド構想」の推進

IT企業誘致による地域の活性化を図るため、大分県との連携のもと「姫島ITアイランド構想」を掲げ、姫島ITアイランドセンターを整備したことが、雇用の場や移住者の増加につながっていることから、さらなるIT企業の誘致を推進していく。情報通信システムは常に新しい技術が導入されていることから、これに対応しつつ、情報通信システムの整備を実施し、村民・IT企業をはじめ、利用者の利便性の向上やマイナンバーカードを活用した事業の検討を図る。

III-2 豊かな自然に調和した生活環境の充実

III-2-1 交通施設の整備

① 交通施設

村道においては、現在の道路施設や橋梁、トンネル等は、整備後年数が経過しているため、点検及び長寿命化計画に基づいた維持管理が必要である。今後は、生活環境向上のための道路整備事業として、主要幹線道路の災害防除対策、村道の舗装補修促進、集落内の道路や排水路の改良補修、橋梁やトンネルの長寿命化修繕計画に基づく整備、駐

車場の整備等の施策を実施する。県道においては、生産活動や生活環境の向上を図るため、今後も適切な維持管理を図る。

海上交通については、乗客・車輌とも利用者が減少傾向にあり、経営収支が赤字となっている。今後は、利用客の増等、収入の増加対策とコスト削減を図り、経営収支の改善に努めるとともに、船員及び職員の安全教育や接客マナーの研修等を行い、利用者等の安全確保とバリアフリー等のサービス向上に努める。

また、老朽化が進む第一姫島丸の代替船建造と、姫島・伊美港船客待合所の適切な維持管理を図り、村営フェリーが安全に係留できるように港湾施設の整備を推進する。

III-2-2 生活環境の整備

① 簡易水道・下水道

良質な水道水の安定供給を図るため、計画的かつ適切な施設の維持管理に努め、ダムの水質悪化防止施策や非常用発電設備の設置等の施策を実施する。下水道については、ストックマネジメント計画に基づき整備を行う。未加入世帯に対する加入促進と施設の維持管理に努める。

② し尿及び生活排水処理

引き続き施設の適切な維持管理に努めるとともに、未加入世帯に対し、下水道への早期加入を勧奨するなど、水質保全に努める。

③ ごみ処理

令和2年度に老朽化した施設を更新したごみ焼却施設の適切な維持管理に努めるとともに、ごみの減量化を図る。生ごみについては、今後も家庭用コンポストの普及を図る等、家庭から排出される生ごみの減量化を推進する。

再資源化の取組として、「空き缶デポジットシステム」による空き缶の回収や、焼却灰等のセメント原料化を行い、リサイクル運動の推進や環境浄化に取り組む。

また、家電リサイクル法対象4品目の一般廃棄物や建築廃材等による産業廃棄物の不法投棄を防止するため、巡回パトロールによる監視や適正処理の指導、啓発活動を推進する。

④ 消防・救急

消防業務について、消防署との連携を密にし、火災予防業務の積極的な推進を図る。

また、火災発生時には被害拡大を防止するため、迅速かつ、適切な対応が必要である。特に近年、団員の減少が進む中、団員OBの協力による地域防災力の確保や効率的な活動のための機材、機動力の確保等を図る。

救急業務について、診療所と消防署を核に、県のドクターヘリを活用し、救急体制の充実を図るとともに、夜間、荒天時における搬送体制の確立に努める。

⑤ 空き家

空き家所有者等による管理の徹底を促すとともに、危険性のある家屋や衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある老朽危険家屋について、「姫島村老朽危険家屋等除却促進事業費補助金」を活用し、除却を促す。

居住可能な空き家について、空き家バンク制度を活用して、移住者のニーズに対応した住

環境整備に努める。「移住者居住支援事業費補助金」を活用して、移住者の増加を図る。

III-2-3 國土保全

本地域は、台風の襲来が多く、冬期の季節風による波浪も激しいことから、災害発生の危険性が高いため、砂防、治山、海岸保全等の事業を計画的に実施する。

また、台風等の自然災害や火災が発生した場合、住居が密集していることや、離島という地理的条件のため災害規模が拡大する恐れがある。そのため、必要な時に迅速な応援が要請できるよう関係自治体と協定を結んでいる。

また、「地域防災計画」に基づき、今後想定される南海トラフ地震や周防灘断層群主部による地震、津波等の自然災害発生時に即応できる防災体制の確立と、防災訓練等の実施、防災知識の普及・防災意識の高揚に努めるとともに、災害時要配慮者の安全確保を図る。

III-2-4 エネルギー

本地域の自然環境やその保全に配慮し、本地域に導入可能な新しい再生可能エネルギーの方向性や導入について検討に努める。

III-3 「きめ細かな保健・医療・福祉・介護の推進」

III-3-1 医療

本地域の医療は、予防と治療を一体にした医療活動を推進するとともに、診療所を中心とした保健・医療・福祉・介護の多職種連携による地域包括医療・ケアのさらなる充実を図る。

また、看護師等の人材確保を図る。

本地域に住む妊婦は、島外での分娩や妊婦健康診査の受診をせざるを得ない状況にあることから、対象妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査や出産に係る交通費等の経費を助成する。

国、県と連携のもと、感染症の拡大防止対策に努める。

III-3-2 高齢者等の福祉

① 高齢者福祉

地域包括医療・ケアのより一層の充実を図り、高齢者を地域で支える仕組みとともに、福祉サービスを充実し、今後も、高齢者が積極的に社会参加し、健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりや介護予防の推進など、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進する。

また、地域内の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、居住機能や介護支援機能及び交流機能を併せ持った施設としてオープンした「姫寿苑」は、令和3年4月

から居住部門を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に転換し、よりよいサービスの充実を図っている。

今後は、診療所を中心とした地域包括医療・ケアを推進するとともに、職員の技術及び資質の向上と、介護支援専門員、介護福祉士等の人材確保に努める。

② 障がい者福祉

障がいのある人が、地域において自立できる支援サービスを提供し、いきいきと暮らせる環境づくりを進める。

また、村外の施設を利用する人に対しても、施設との情報交換により適切なサービスが受けられるよう努める。

③ 児童福祉

令和3年度から子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを開設し、子育て家庭等からの相談に応じ必要な支援を行っている。

今後は、さらに保育内容の充実を図るため、保育ニーズの把握と職員の資質の向上に努めるとともに、認定こども園設立に向けた検討を行い、幼児教育の観点から幼稚園との連携を深めていく。

④ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の不安は経済面によるところが多い。このことから、今後とも自立を促進するための諸施策を推進する。

また、民生委員・民生児童委員等の協力を得ながら生活の安定を図り、社会的、精神的不安の軽減に努める。

⑤ 介護の充実

介護保険サービスが円滑かつ適切に提供されるよう、制度の周知を行い、さらに地域包括支援センターと、介護支援専門員等介護関係職員が密に連携し、高齢者等の支援に努める。

また、増加が見込まれる要介護者や認知症高齢者に応じて、施設の拡充・整備を検討する。

III-4 「豊かな心を育む人づくりと文化の保護・継承」

III-4-1 教育の充実

① 幼児教育

学校生活及び学習の基礎を培う総合的な学習指導の推進を図る。各種研修会等への参加による幼稚園教諭の資質向上と、施設や教材、教具等のより一層の充実を図ることが必要であり、あわせて保育所や小学校との連携強化に努め、教育内容の充実を図る。今後も施設の維持管理に努め、将来に向けて認定こども園設立の検討を行う。

② 学校教育

確かな学力の定着・向上を目指し、児童、生徒の習熟度に応じた個別指導の充実や、幼・小・中の連携教育の推進、ALTを活用した外国語教育の推進等に取り組む。ユネスコスクール加盟校としての教育の推進として「姫島ITアイランド構想」による「1人1台端末」を活用したICT教育の推進や外国語教育の充実、自然体験や社会奉仕などの体験活動を取り入れての環境教育の推進、成長段階に応じた系統的なキャリア教育の充実に努める。本土へ

通学する高校生の経済的負担を軽減するため、引き続き通学費等の就学支援を実施する。

施設面では、小・中学校施設やへき地教員住宅などの適切な維持管理を行っていく。

③ 社会教育

社会教育活動の拠点となる中央公民館等の有効活用を図るとともに、研修等により職員の資質の向上を図る。

社会教育活動を推進するため、指導者の確保と育成を図るとともに、学校教育との連携に努める。

④ 社会体育

生涯スポーツの観点から、村民誰もが気軽に参加できる軽スポーツの普及を進め、軽スポーツセンターの利用促進やスポーツイベントの充実を図る。

本地域におけるスポーツ活動の推進母体となる各種スポーツクラブの強化を図るため、指導者の確保と養成に努める。より多くの村民がスポーツに親しめる拠点である姫島運動公園の利用の促進を図る。

⑤ 文化

村民が、すぐれた芸術・文化に接する機会をより多く提供するとともに、姫島盆踊り等の貴重な文化財の保全・継承・活用に努める。

IV 産業振興促進事項

IV-1 産業の振興を促進する地域

姫島村：姫島

IV-2 振興すべき業種

農林業、水産業、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

IV-3 計画期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

IV-4 当該業種の振興を促進するために行う業種の内容

- ・農業は、耕作放棄地の解消を図り、村外から侵入したイノシシ等有害鳥獣対策が課題である。
- ・林業は、水資源の涵養、魚つき林としての保護、育成のため森林の保全を図る。
- ・水産業は、漁業場環境の悪化や魚価の低迷、漁業就業者の高齢化や後継者不足等様々な課題がある。このような事態を開拓するため、漁業者の意識改革を図るとともに、漁業資源の増大を図るために、漁場造成や漁業関連施設の整備・充実の推進、藻場の保全、種苗の放流推進等に努める。

また、水産加工センターを利用し、6次産業化を推進する。

- ・クルマエビ養殖業は、生産量増大のためウイルス病対策等に努める。
- ・商業は、購買力の流出対策や消費喚起を図るため、商工会を中心に各商店が一体となった魅力ある地域商業の振興に努める。
- ・観光は、観光資源の更なる充実と積極的な情報発信及び観光客の受入環境、受入体制の整備等が必要である。
- ・工業は、既存企業の経営基盤の充実、安定を図るとともに、本地域の実情に適した企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る。
- ・情報サービス業等は、大分県と姫島村が一体となり、IT関連企業の立地や移住促進に向けた受入体制の整備を進め、姫島村を「ITアイランド」としてブランディング化していく。
- ・ITアイランド構想の推進により、更なるIT関連企業の進出、雇用の場の確保による人口流入促進、流出抑制を図り、村民の所得向上を目指していく。

このような課題に対して、以下の対策により当該業種の振興を促進する。

促進にあたっては、関係団体と連携を密にして、事業者に設備投資に係る国税の租税特別措置の活用促進を働きかけ、離島振興実施地域の地方税課税免除を実施し、事業者の経済的負担の軽減に努める。

① 農業

耕作放棄地対策に努めるとともに、地産地消等による食糧自給率の向上を図るため、野菜、にんにく、たまねぎ、かんしょ等の作付けを奨励する。

また、村外から侵入したイノシシ等有害鳥獣の駆除を行う。(姫島村、農業協同組合)

- ・適地作物の選定と作付けの推奨
- ・栽培技術の向上、生産量の増大
- ・地産地消の推進による食糧自給率の向上
- ・圃場整備を行った農地の有効活用
- ・有害鳥獣駆除
- ・農業機械の活用

② 林業

森林保全対策については、松くい虫被害木の伐採駆除等による防除対策を実施し、水資源の涵養、魚つき林の保護、育成を図る。(姫島村)

- ・森林の保全 (森林病害虫防除の推進)

③ 水産業

本地域の基幹産業である水産業振興のため、漁場造成や藻場保全、海底耕うん、藻類養殖の推進と漁業関連施設の整備、充実に努める。

漁業者の意識改革を図り、地先資源の永続的な有効利用を達成するため、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業後継者対策として漁業就業者奨励金の支給や漁船・漁具の購入助成等人材の確保・育成に努め、漁協青年部、女性部の組織強化を図る。

また、水産物に付加価値を付け漁家所得の向上と雇用の拡大を図るため、姫島村水産加工センターに新たな高性能の加工機器を整備しており、今後は常温商品や鮮度を保持した冷凍商品等の充実を図るとともに、6次産業化を推進する。

クルマエビ養殖業は、ウイルス病対策に努め、生産の回復・増大を図る。

また、新たに種苗生産施設の建設に着手し、設備機能の強化、業務の効率化及び健全な種苗生産による生産量の安定化を図る。(姫島村、漁業協同組合、姫島車えび養殖(株))

- ・漁業生産基盤の整備 (漁場整備)
- ・生産関連施設の整備
- ・資源管理型漁業の推進 (種苗放流の推進、漁業規制の強化と啓発活動の推進)
- ・藻場保全の推進 (食害生物の除去、栄養塩類の供給、岩盤清掃、藻場モニタリング)
- ・海底耕うん
- ・新規漁業就業者の確保・育成
(漁業就業支援、漁業就業者奨励金支給、漁船・漁具購入費助成)
- ・姫島村水産加工センターの充実 (6次産業化の推進)
- ・魚つき林の保護、育成
- ・クルマエビ養殖の振興
(疾病対策による生産量の安定、加工品の推進、新たな種苗生産施設の整備)
- ・経営悪化漁業者に対する支援

ア 漁港

西浦漁港及び北浦漁港は、「機能保全計画」の見直しを行い、東浦漁港は、見直され

た「機能保全計画」に基づき計画的な保全整備を行う。

- ・漁港施設の機能保全整備（外郭施設、係留施設、機能施設）

イ 港湾

村営フェリーが台風時でも安全に係留できる施設整備を図る。

また、大規模災害時の住民避難・スポーツ交流の場としての姫島運動公園、姫島海水浴場の利活用を図る。

- ・港湾施設の機能保全整備（防波堤の改良整備）
- ・港湾環境の利活用（姫島運動公園）
- ・海岸環境の利活用（姫島海水浴場）

④ 商業

村民の潤いある豊かな日常生活の向上を図るため、魅力ある商店機能の強化に努めるとともに、商工会を中心に、経営改善や研修等を推進する。（姫島村、商工会）

- ・魅力ある商店機能の強化

（購買力の流出防止対策、経営者の研修と人材の育成確保、魅力ある「商」づくり）

⑤ 観光

「姫島車えび祭」など、交流型イベントと地域づくりグループによる「食のフェア」や「トレッキング」などの体験プログラムを開催するとともに、「姫島盆踊り」「姫島の黒曜石産地」、「おおいた姫島ジオパーク」、「瀬戸内海姫島の海村景観」、「アサギマダラ」など歴史、文化、自然資源や伝統行事の活用を図る。

また、拍子水温泉（健康管理センター）や姫島海水浴場、矢筈岳などの観光資源の活用促進、姫島灯台、健康管理センター、海水浴場、キャンプ場等の観光拠点施設の整備による利用促進を図るとともに特産品の開発など、水産加工グループや地域づくりグループとの連携による観光振興を図る。

さらに、姫島村の主要観光スポット、施設等に整備したフリーWi-Fiの活用による観光客の利便性の向上や、ワーケーションなどによる交流人口や関係人口の増加促進に努める。

また、交通インフラとして「エコカー（小型電気自動車）」等の環境にやさしい持続可能な地域づくり事業を推進する。（姫島村、商工会、姫島エコツーリズム推進協議会）

- ・交流型イベントの推進
- ・特産品開発の推進
- ・拍子水温泉（健康管理センター）等の観光資源の活用促進
- ・「おおいた姫島ジオパーク」活動の推進
- ・体験プログラムの推進
- ・観光拠点施設等の整備
- ・「食」を活用したフェアの推進
- ・観光スポット等のフリーWi-Fiの活用推進
- ・矢筈岳登山路の整備

- ・経営悪化事業者に対する支援

⑥ 工業

- 既存企業の経営基盤の安定、強化と人材の育成、確保等に対する支援や新たな就業機会の創出につながる企業誘致を推進し、就業機会の確保を図る。(姫島村)
- ・既存企業の経営基盤の強化（人材の確保・育成、情報提供等の支援策の推進）
 - ・企業誘致の推進（就業機会の確保、若年層の定住化）

⑦ 情報サービス業等

IT 企業の誘致のため短期間のお試しワークなどが行えるコワーキングスペースや、「IT パーク」の設置、情報サービス基盤の一層の充実を目指した IT 環境の整備を行うとともに、移住者の受入体制の整備や村外への情報発信、IT イベント開催等を通じて「IT アイランド」としてのブランディング化を図る。

また、村民の IT リテラシーを向上し、進出企業等への就職を推進するとともに、進出企業が実施する地域経済牽引事業を支援することで、島外への人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。(大分県、姫島村)

- ・姫島 IT アイランド構想の推進
- ・IT 企業の誘致
- ・IT アイランドセンターの整備
- ・情報通信機器の整備、
- ・ケーブルテレビ姫島の充実（通信網の整備、人材の育成）

IV-5 目標

業種	指標	内容	目標件数
農林業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
水産業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
製造業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
旅館業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
農林水産物等販売業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
	新規雇用者数	規模拡張に伴う新規雇用者数	5 名
情報サービス業等	設備投資件数	既存事業所の取得件数	2 名
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	21 名

IV-6 評価に関する事項

目標の達成状況について、5年ごとに評価し、施策の見直しを行う。

第3章 豊後諸島地域振興計画

I 地域の現状と課題

I-1 概要

本地域は、県の南東部、豊後水道の海域に位置する、地無垢島、保戸島、大入島、大島と日向灘の海域に位置する、屋形島、深島の6島からなり、総人口は1,225人（令和2年国勢調査）、総面積は10.97km²、海岸線延長は51.2kmである。地無垢島、屋形島及び深島の全域並びに保戸島、大入島、大島の一部が日豊海岸国定公園に、また、大入島及び大島の一部が豊後水道県立自然公園に指定されている。

本地域の気候は、年平均気温17°C前後と温暖で、年間降雨量は2,000mm前後であり、夏は南東、冬は北西の季節風が吹く。

本地域の人口は昭和35年以降減少を続けており、平成22年から令和2年の10年間の変化を見てみると、若年層の流出、出生数の減少等により、国勢調査人口は894人(42.2%)減少している。年齢別構成でみると、年少人口は、減少しているが、なかでも年少人口、生産年齢人口の減少が大きく、少子・高齢化が進んでいる。

年齢別人口数の推移（令和2年国勢調査）

区分 年	人口総数	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
		0～14歳以下	15～64歳以下	65歳以上
平成22年	2,119人	88人	966人	1,065人
平成27年	1,598人	43人	535人	1,020人
令和2年	1,225人	11人	285人	897人

年齢別人口（令和2年国勢調査）

区分 離島名	人口総数	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
		0～14歳以下	15～64歳以下	65歳以上
地無垢島	28人	0人	3人	25人
保戸島	536人	1人	113人	422人
大入島	542人	9人	154人	379人
大島	87人	1人	15人	71人
屋形島	15人	一人	一人	一人
深島	17人	一人	一人	一人
計	1,225人	11人	285人	897人

※屋形島及び深島は、令和2年国勢調査の結果が公表されていない。

① 地無垢島

地無垢島は、津久見港から北東約16kmの豊後水道に位置し、0.29km²、海岸線延長2.7kmの離島である。標高111mを頂点とする起伏の大きい山稜の南側は断崖絶壁で、北東部の平地と山腹傾斜地に集落がある。

昭和 56 年から椿の里づくりに取り組んでおり、山の北側の麓から山頂にかけての椿園にはヤブツバキをはじめ、ツバキ約 5,000 本が植えられ、毎年 1 月中旬から見事な花をつける。

② 保戸島

保戸島は、津久見港から東北東約 14km の豊後水道に位置し、面積 0.86 km²、海岸線延長 6.4km の離島である。標高 179m の遠見山を頂点に急傾斜地が海岸に迫り、北側と南東側の海岸線は絶壁でほとんど平地がない。明治 23 年頃から始められたマグロはえ縄漁業のマグロ船基地となっている。

③ 大入島

大入島は、佐伯市本土から北北東約 700m に位置し、海岸線延長 23.2km、面積 5.66 km² の離島である。かつて、豊後水道の大陥没が起こったときの山地の頂上と推定され、急峻な山地が島一面を覆い、海岸線のわずかな平坦地に 10 の集落が形成されている。地質は四国の四万十川層群の延長にあたる砂岩・頁岩からなる中生層に属し、表層部は浅い。海岸線は複雑なリアス海岸を成しており、北上する黒潮暖流と南下する瀬戸内冷水が交差する海域となるため、佐伯湾は古くから各種の魚類が集まる好漁場であり、漁業の中核地となっている。

④ 大島

大島は、鶴見半島の先端、九州最東端・鶴御崎の北方約 600m に位置し、面積 1.86 km²、海岸線延長 11.9km の離島である。最高標高地 193m の東側は、急峻な岩礁に覆われ、太平洋支流からの潮流も激しい。西側は、東側に比べ波も穏やかで、海岸線のわずかな平坦地に 3 集落が点在している。周辺海域は南から黒潮流が北上し、天然礁と複雑な海況が相俟って変化に富んだ好漁場に恵まれており、漁業は今まで一本釣りを主体とした沿岸漁業が中心である。

⑤ 屋形島

屋形島は、大分県の南東端、蒲江漁港から南約 2.0km の蒲江湾口に位置し、面積 1.20 km²、海岸線延長 3.0km の離島である。西側と北側中央部に集落と耕地があり、地質は黒色千枚岩からなり、気候は温暖多雨である。南約 7.0km にある深島を結ぶ海中には起伏の多い天然礁があり、海流は瀬戸内海の低温水と黒潮から流入する高温水との混合流となっている。

⑥ 深島

深島は、蒲江漁港から南約 9.0km の日向灘に位置し、面積 1.1 km²、海岸線延長 4.0km の離島である。地殻変動で沈降水没した陸の山頂部といわれ、周囲は大小無数の岩礁、切り立った海食崖、海食洞がある。南部と北部にある台地状の 2 つの島が「はま」と呼ばれる砂州で結ばれ、砂洲のくびれた部分に集落がある。

I – 2 交通施設及び通信施設

① 地無垢島

地無垢島から津久見港へは、津久見市が運営するカメリアスター（19 トン、航路距離 16 km、所要時間 30 分）が 1 日 1 便（火曜・木曜・日曜・祝日は 1 日 2 便）運航し

ている。本航路は、津久見市が運営する離島と本土とを結ぶ唯一の交通機関で、飲料水運搬船や住民が急病等の場合の搬送手段を兼ねており、住民の日常生活や産業活動、観光客の流入等に果たす役割は大きい。しかしながら、便数や旅客定員が少ないため、利用者にとっては不便な状況が生じている。

電話等の施設は本土並に整備されている。ブロードバンドサービスは、住民が利用できる環境は整備されていない。

② 保戸島

保戸島から津久見港へは、マリンスター（77トン、航路距離14km、所要時間25分）及びニューやま2号（43トン、航路距離14km、所要時間25分）が、1日5便（日曜祝日は1日4便）運航している。本航路は、離島と本土とを結ぶ唯一の交通手段であるが、民間の運航事業者の撤退に伴い、令和4年10月1日から津久見市が事業主体となり、運航を継続している。

保戸島への航路を維持改善することを目的に、平成23年5月に「津久見～保戸島航路運営協議会」が立ち上げられ、関係者の協議の結果、1日7便だった運航回数を、平成24年10月に6便、また津久見市へ航路を引き継いだ際には、6便から5便へと減便するなど、経営改善を図っている。しかしながら、地域住民の高齢化等によって、利用者は年々減少しており、経営は大変厳しい状況にある。

道路は、平地が少ないとから家々の間を縫うような生活道路がほとんどで、その大部分がコンクリート舗装となっている。住宅が密集し、高低差も大きいため、高齢者や障がい者にとって通行が困難な箇所が多い。

電話等の施設は本土並に整備されている。ブロードバンドサービスは、光ファイバーが島内全域で、利用可能となっている。

③ 大入島

大入島から佐伯港へは第八大入島（134トン、1日15便、航路距離1.1km、所要時間7分）、マリンスター常栄（19トン、1日13便、航路距離11.2km、所要時間30分）、常栄1号（16トン、1日5便、航路距離20.5km、所要時間75分）が運航されており、各航路とも民間会社が運営している。これらの航路は、離島と本土とを結ぶ民間2者の交通機関であり、住民の日常生活や産業活動、観光客の流入等に果たす役割は大きい。しかしながら、夕刻以降の定期便が少ないと、料金が高いことが大きな阻害要因となっており、行政による支援策が強く望まれている。

航路経営は、住民の減少に伴い利用客が減り続けていることや燃料高騰等により、悪化の一途をたどり、その対策が課題となっている。定期船乗り場周辺は駐車場がなく観光客の流入を阻害している。

島内を周回する県道については、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所があり、越波や落石等の対応も課題となっている。

島民の多くが待望している本土との架橋については、島民の安全・安心な生活を守るために必要な施設であることから、大入島架橋促進期成会が発足し、関係機関への要望活動を行ってきたが、厳しい財政状況の中、多額の事業費を要することから、未だ実現には至っていない。

島内交通については、集落に定期船が着かない交通空白地域への対策として、集落

とフェリー乗り場を結ぶコミュニティバス（13便/日）を運行している。

佐伯港は、重要港湾に指定され、大入島の海上交通の拠点として重要な役割を果たしているが、港湾施設の老朽化が著しく、その対策が求められている。

情報通信については、佐伯市ケーブルテレビ事業及び地域インターネット事業により島内全域に通信ネットワーク網が整備されている。これにより公共施設をはじめ島内各世帯及び事業所等において、ブロードバンド環境が整っている。令和2年度には、情報通信ネットワークが光回線となり、より高速で安定したネットワークとなつた。これらのブロードバンドを利活用し、産業、観光、医療等の様々な分野において、情報化社会に対応できる情報通信技術（ICT）を活用した仕組みを構築する必要がある。

④ 大島

大島から佐伯港へは、おおしまⅡ（19トン、航路距離16.5～20.0km、所要時間40分）が、1日3便（日曜・祝日は、2便）運航されており、国庫補助指定航路となっている。本航路は、佐伯市が運営し、離島と本土を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の日常生活に果たす役割は大きいが、住民の減少等に伴い利用者が減少し、航路経営を圧迫している。

道路については、地理的条件から幅員が狭い。島内交通について、高齢者の多くが徒歩以外に島内を移動する手段がないため、通院や食料品の買い出し等のために本土へ出向く際には、自宅から港の間を徒歩で往来しなければならない状態である。

情報通信については、携帯電話の基地局が整備され、災害や緊急時の島外への通信手段は確保されている。令和3年度には、情報通信ネットワークが光回線となり、より高速で安定したネットワークとなつた。これらのブロードバンドを利活用し、産業、観光、医療等の様々な分野において、情報化社会に対応できる情報通信技術（ICT）を活用した仕組みを構築する必要がある。

⑤ 屋形島・深島

屋形島・深島から蒲江漁港へは、えばあぐりいん（18トン）が運航されており、国庫補助指定航路となっている。屋形島から蒲江漁港までは、航路距離3.0km、所要時間10分であり、深島から蒲江漁港までは、航路距離12.0km、所要時間25分で、蒲江漁港、屋形島、深島のルートで1日3便運航されている。本航路は、令和4年10月から佐伯市が運営し、離島と本土を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の日常生活に果たす役割は大きいものの、住民の減少等に伴い利用者が減少し、航路経営を圧迫している。

また、本船は、前航路会社より購入し運航しており、造船後20数年が経過し経年劣化による運航への影響が懸念され、更新時期を迎えている。現在の航路事務所についても仮設のプレハブであるため、新事務所の建設について検討する必要がある。

情報通信については、ケーブルテレビ施設が整備されており、令和3年度に海底ケーブルによる通信ネットワークが整備されたことにより島内全域でインターネットが利用できるようになった。これらのブロードバンドを利活用し、産業、観光、医療等の様々な分野において、情報化社会に対応できる情報通信技術（ICT）を活用した仕組みを構築する必要がある。しかしながら、ケーブルテレビは無線によるHFC方式での

視聴であるため、風雨の影響で放送に支障をきたしている。今後、海底ケーブルを利用した FTTH 方式へ切替え、安定して放送できるようにしなければならない。

I – 3 産業振興

本地域の令和 2 年国勢調査における産業別就業者数は、第 1 次産業が 165 人 (37.7%)、第 2 次産業が 48 人 (11.0%)、第 3 次産業が 224 人 (51.3%) であり、第 1 次産業のうち、漁業の占める割合が高く、本地域の基幹産業となっている。

産業分類別就業者数の推移（令和 2 年国勢調査）

区分年	就業者総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 22 年	859 人	377 人	104 人	378 人
平成 27 年	593 人	227 人	72 人	294 人
令和 2 年	437 人	165 人	48 人	224 人

産業分類別就業者数（令和 2 年国勢調査）

区分年	就業者総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
地無垢島	12 人	12 人	0 人	0 人
保戸島	202 人	67 人	5 人	130 人
大入島	190 人	67 人	41 人	82 人
大 島	33 人	19 人	2 人	12 人
屋形島	一人	一人	一人	一人
深 島	一人	一人	一人	一人

※屋形島及び深島は、令和 2 年国勢調査の結果が公表されていない。

① 地無垢島

第 1 次産業の就業者の全ては水産業であり、沿岸での一本釣りや潜水漁業等に従事している。しかしながら、漁業環境は漁獲量の減少や魚価の低迷により年々厳しい状況が続いている。沿岸ではカサゴやタチウオ、磯ではサザエやウニ等が漁獲される。

昭和 56 年から「椿の里」づくりに取り組んでおり、山の北側の麓から山頂にかけての椿園にはヤブツバキをはじめツバキ約 5,000 本が植えられている。毎年 1 月の中旬から、みごとな花をつけ、秋には、その実を利用した純度 100% の「椿油」が島の婦人会によって作られる。椿の実採りについても、婦人会を中心に行われてきたが、傾斜の厳しい山に登っての作業であるため、高齢化している婦人会だけでは、継続できない状況になっている。

② 保戸島

第 1 次産業の就業者は全体の約 3 割を占め、全て水産業に従事しており、多くは沿

岸での一本釣り漁業に従事している。これまで男性新卒者の島内での就職先のほとんどがマグロはえ縄漁業関連であったが、若年世帯の島外への転居等もあり、乗組員になる者は非常に少なく、本土側で漁業関連以外に就職する状況である。

マグロはえ縄漁業は、明治時代から始められ、大正、昭和に発展し、全国有数のマグロ基地となっているが、近年は漁獲量の減少や魚価の低迷、後継者不足、船舶の燃油高騰などの要因から水揚額の減少が続き、最盛期の昭和55年には167隻を数えたマグロはえ縄船隻数も今では8隻にまで減少している。

一本釣り漁業については、従事している人の多くが高齢者であり、年金を受けながら漁業を行っている。

③ 大入島

島の主要産業は水産業であるが、令和2年国勢調査では、漁業従事者の高齢化と後継者不足、島外に職を求める住民の増加等により、第1次産業就業者数の減少が続いている。船びき網漁業、小型底びき網漁業、はえ縄漁業、刺網漁業等の漁船漁業と、ブリ、タイ、ヒラメ等の養殖漁業が中心となっている。平成16年度からは、漁協を通じハモを都市部へ共同販売し、ブランド化・高付加価値化を行っている。近年は、シングルシード方式によるマガキ養殖も行っている。

本島は、家族規模の零細経営体が多いが、多種、高級魚種の水揚げがあるのが特徴で、「Sushi valley Saiki」をキャッチコピーに、佐伯が誇る佐伯ならではの新鮮かつ豊富な寿司ネタ、ハイレベルからカジュアルまで多様な「寿司」を食べることができるという佐伯ならではの強みを活かした観光戦略の一翼を担っている。

平成30年の海面漁業漁獲量は748トン、魚類養殖生産量は1,162トン（佐伯市水産課推計値）で、この10年間、漁獲量及び生産量は横ばいを示しているが、漁業経営は燃油や餌料の価格高騰、魚価の低迷等の要因により、厳しい状況にある。

また、台風時等に漁港内に漂着する流木等のごみが、漁船の航行に支障をきたしている。

農業については、甘夏柑を中心とした柑橘栽培が盛んであったが、消費者の嗜好の変化や価格低迷により品種の切り替えが進み、現在はポンカン、不知火、レモンの3品種が主に栽培され、ポンカンが最も多く生産されている。しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足、栽培環境の悪さ、価格低迷等により生産者、生産量共々減少している。本島の温暖な気候に適し栽培管理も容易な露地でのツワブキ栽培が行われており、令和3年度は出荷量2.8トン、販売額198万円となっている。近年では、古くから島内で栽培されているヤマモモを使用した「ヤマモモジャム」の加工・販売に取り組んでいる。

今後は、島の農業従事者の中心である女性、高齢者に適した農業の振興を図る必要がある。

また、イノシシ等による農作物等への被害が深刻な問題となっている。

④ 大島

島の基幹産業となっている水産業は、タイやイサキ、ブリ等の一本釣り漁業が主であるが、近年は漁業資源の減少等により、漁獲量も減少しているため、種苗放流や漁場の造成、有害動物（サメ）の駆除等その対策に努めている。田の浦漁港沖合に大規模な養殖場を造成し、ブリやカンパチ、クロマグロの養殖に取り組んでおり、漁場環境に恵まれていることからその評価は高い。

しかしながら、漁業就業者は高齢化が進み廃業等により水揚げは減少している。産

業基盤となる漁港整備については逐次整備されているが、依然として地域の要望が多い。

また、台風時等に漁港内に漂着する流木等のごみが、漁船の航行に支障をきたしている。

⑤ 屋形島

水産業について、潜水漁業（アワビ・トコブシ等）、一本釣り漁業（タイ・アジ等）、刺網（クルマエビ・アジ等）、かご網（タコ等）、緋扇貝養殖、岩牡蠣養殖、採藻漁業（天草）が行われている。漁港整備については、防波堤を設置し、網の管理補修、魚の荷揚げ等作業スペースを確保し、定期船、観光船の発着の利便性向上及び漁場に近い利点を活かした荒天時の緊急避難港として整備している。

⑥ 深島

水産業について、一本釣り漁業（ブリ・モイカ・アジ等）、刺網（クルマエビ・アジ等）、まき網（アジ・イワシ等）、かご網（タコ等）等が行われている。

本島にはみそ生産施設があり、島独自の製法による深島みその生産、販売を行っている。

I - 4 生活環境の整備

① 地無垢島

水道は、市の水道施設が設置されていないため飲料水は本土から交通船（カメリアスター）で2日～3日に1回、10トンほど輸送しているが、生活用水は塩水化した井戸水と雨水を利用しており、十分とはいえない。

可燃ごみは、週1回交通船を利用して本土に輸送して処理している。漂着ごみなど的一部は、島内で小型焼却炉により処理され、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・リサイクルは、3か月に1度、収集船で運搬し市内へ輸送している。

し尿処理は、島に常設してあるバキュームカーで収集を行い、一般廃棄物運搬船により本土へ運搬している。

公園・広場は、平成10年度に「漁業集落環境整備事業」で公園が整備されているが、遊具など老朽化が進み、一部撤去を行った。

文化的施設及びコミュニティ施設としては、小規模ではあるが集会施設が整備されている。

消防防災体制は、消防団が組織されており、機材、防火水槽もほぼ整備されているが、塩害による腐食が早いため計画的な更新が必要である。過疎化や高齢化の進行、出漁時に男性が不在となることから、消防団員の確保が困難な状況にある。このため、昭和57年3月に婦人防火クラブを組織し、消火訓練・放水訓練の実施をしているが、高齢化により、組織機能は低下している。

② 保戸島

水道は、昭和35年3月四浦地区にある仁宅浄水場からの送水（8.0km）により供給が開始され、水道が整備されているが、渇水期対策が必要である。

可燃ごみは、ダイオキシン排出量の規制が平成14年12月から行われたため、島内施設では対応ができなくなり、島内処理から本土への運搬・処理に切り替え、週2回

収集し、本土への運搬を行っている。不燃ごみ・資源ごみ・リサイクルは、週1回収集し、本土に運搬している。

し尿処理は、島に常設しているバキュームカーで収集を行い、一般廃棄物運搬船により本土へ運搬している。急傾斜地上部にある住居のし尿収集は、くみ取り用ホースを何本も連結して行っているが、高齢化によりホースの連結・移動の作業が困難な状況となっている。

公園・広場は、整備されていない。

文化的施設及びコミュニティ施設としては、平成9年度に「保戸島地区コミュニティセンター」が整備され、住民の学習の場として利用されている。

消防防災体制については、平成22年2月に6棟が全焼し、死傷者を出す大惨事が発生したように、住宅が密集しているため火事が起きたと延焼する可能性が高く、体制の見直しが喫緊の課題となっている。機材、防火水槽は塩害による腐食が早いため、計画的な更新を図る必要がある。過疎化や高齢化の進行と、出漁時に男性が不在となることから、消防団員の確保が困難な状況にあるため、女性も団員として在籍し各訓練を行っている。

③ 大入島

水道は、本土からの海底送水管による安定供給がなされている。

家庭ごみは、本土からの収集車で定期的に収集運搬している。海水浴場や護岸等に漂着した流木等のごみについては、その処理に苦慮している。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者の収集車により収集が行われており、市民の公平性を保つため、そのフェリー代は佐伯市が全額補助している。

生活雑排水は、荒綱代地区は漁業集落排水施設により処理され、そのほかの地区については合併処理浄化槽の設置を促進している。

公園、広場として、堀切地区には教育施設や社会体育施設また観光施設等、複数の施設が集中している。学校の休校や施設の利用者減少などから、今後の利活用が課題となっている。

文化的な施設およびコミュニティ施設としては、離島開発総合センター（マリンハウス海人夏館）のほか、集会施設、漁民センターなどが小規模ながら各地区に整備されている。

住居については、人口の減少や高齢化により島全体的に空き家が増え、倒壊の恐れるある家屋の対策や空き家の利活用が課題となっている。

島内には日用品を扱う商店が1軒しかなく、商店までの移動手段がない高齢者等については、移動販売車を利用している状況であり、買い物等日常生活に必要な環境の維持・改善等が課題となっている。

消防防災対策については、地域防災力の向上のため地区防災組織の中で、自主防災組織と消防団の連携した活動が必要である。夜間救急に関しては、地区及び消防団による救急隊との活動協力体制を確立している。しかしながら、人口減少や高齢化が進み団員の確保が課題となっている。

④ 大島

水道は、本土の丹賀浦にある水道施設から海底送水管による安定供給がなされてい

る。

家庭ごみは、民間委託業者の船舶により本土の松浦漁港まで定期的に収集運搬している。台風時あるいは北風の強い冬期に漂着した流木等のごみについて、その処理に苦慮している。

生活雑排水は漁業集落排水施設により処理している。

公営住宅は、1棟8戸を整備している。

住居については、人口の減少や高齢化により島全体に空き家が増加し、倒壊の恐れのある家屋の対策や空き家の利活用が課題となっている。

島内には、日用品を扱う商店が1軒しかなく、商店までの移動手段の確保に苦慮している高齢者等もいることから、買い物等日常生活に必要な環境の維持、改善等が課題となっている。

消防防災体制は、消防団が組織されており、機材・防火水槽等もほぼ整備されているが、人口の減少や高齢化により消防団員の確保が困難な状況にある。災害時の要援護者への対応など課題も多い。

⑤ 屋形島・深島

水道は、屋形島は市の施設が設置されていないものの、各戸で井戸水を確保しており、水量は生活する上で充分に確保できている。深島は浄水場の浄水装置(0.8 m³/時間)を整備し、全戸に給水しているが、渴水期の原水不足が課題である。

家庭ごみは、民間委託業者の船舶により本土の蒲江港まで定期的に収集運搬している。粗大ごみは年1回、ごみ収集車を海上輸送し収集しているが、高額な海上輸送費用は大きな負担となっている。

し尿処理は、島民の高齢化が進み汲取り式トイレから浄化槽への転換が困難な状況となっている。し尿及び浄化槽汚泥の収集は、佐伯市が毎年起重機船を借上げ、委託業務により許可業者が収集し本土へ運搬して処理しているが、海上輸送費用は大きな負担となっている。

住居については、人口の減少や高齢化により島全体に空き家が増加し、倒壊の恐れのある空き家の対策や空き家の利活用が課題となっている。

I－5 医療・保健

① 地無垢島

医療施設がなく、月2回本土の医師による巡回診療や津久見市の保健師が出向き、住民の健康づくり、保健指導を行っている。

救急医療体制は、初期救急医療は津久見市内本土の病院が整備されているが、傷病者搬送は不定期航路船等を活用しているため、悪天候時等の搬送体制が不十分であり、救急時の医療、夜間診療や歯科診療等に対応できない状況にある。平成24年10月から大分県のドクターへリの運用が開始されたが、島内におけるドクターへリ要請の判断責任など運用体制の確立が必要である。

② 保戸島

唯一あった民間の診療所が平成17年5月に閉鎖したため、平成18年3月に津久見

市が「保戸島診療所」を設置し、社団法人津久見市医師会が運営している。医師会との連携により、週4回、医師が交代で島に渡り診療を行っているが、夜間診療や歯科などの専門分野の診療に対応できないため、本土の病院・診療所へ通院する住民も多い。そのような中、感染症のリスク軽減や荒天時等の運休リスクを回避し、継続的な医療体制を確保するため令和2年10月からオンライン診療の運用を開始している。

救急医療体制については、初期救急医療は津久見市内本土の病院が整備され、傷病者搬送体制は不定期航路船等で対応している。

また、平成24年10月から大分県のドクターヘリの運用が開始されている。しかしながら、悪天候時等の傷病者搬送体制が不十分なため、救急時の医療に対する不安は大きいものがある。

③ 大入島

佐伯市国民健康保険大入島診療所を開設しており、指定管理者による週1回の診療を行っている。患者については、患者輸送車で送迎している。

救急医療については、救急時の患者輸送の船舶チャーター料を佐伯市が補助している。救急時の対応は一刻を争うものであり、荒天時や夜間の患者輸送体制の確立、夜間の救急医療や医師の確保が課題である。

地域における保健活動については、市の保健師が出向き、住民の健康づくりや健康管理を行っている。

④ 大島

佐伯市国民健康保険大島診療所を開設しており、本土の佐伯市国民健康保険丹賀診療所医師が兼任で週1回の診療を行っている。

緊急医療については、緊急時の患者輸送の船舶チャーター料を佐伯市が補助している。

また、緊急ヘリコプターの離着陸場の整備を行っている。緊急時の対応は一刻を争うものであり、荒天時や夜間の患者輸送体制の確立が課題である。

地域における保健活動については、市の保健師が出向き、住民の健康づくりや健康管理を行っている。

⑤ 屋形島・深島

両島内に医療施設はなく、医師による定期出張診療等も特に行われていない。

緊急医療については、救急時の患者輸送の船舶チャーター料を佐伯市が補助している。

ヘリコプターが緊急離発着できる空き地については、深島は整備されており、屋形島は船着き場の空き地へ緊急離発着陸が可能である。緊急時の対応は一刻を争うものであり、荒天時や夜間の患者輸送体制の確立が課題である。

また、地理的な制約による患者負担の軽減が課題となっている。

地域における保健活動については、市の保健師が出向き、住民の健康づくりや健康管理を行っている。

I – 6 介護サービス、高齢者福祉等

令和2年国勢調査によると高齢者人口は897人(73.2%)で、平成22年国勢調査と比べて22.9ポイント増加し、急速な高齢化が進んでいる。

高齢者人口の推移（令和2年国勢調査）

離島名	人		平成22年		令和2年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
地無垢島	30人	48.4%	25人	89.3%		
保戸島	436人	44.6%	422人	78.7%		
大入島	442人	51.8%	379人	69.9%		
大島	132人	70.6%	71人	81.6%		
屋形島	9人	47.4%	一人	－%		
深島	16人	80.0%	一人	－%		
計	1,065人	50.3%	897人	73.2%		

※屋形島及び深島は、令和2年国勢調査の結果が公表されていない。

① 地無垢島

今後、一人暮らし高齢者や要介護者が増加することが予想されるが、島内には在宅福祉サービスを提供できる人材も施設もない。

② 保戸島

平成9年度に「保戸島デイサービスセンター」が整備され、日常生活訓練、生活指導、入浴、給食、生きがい活動サービスや在宅福祉サービスとしてホームヘルプサービス事業、介護保険サービス等を実施してきた。しかしながら、現在介護事業所の参入が見込めず、休止状態にある。

また、離島に派遣できる訪問介護員等も不足している。

③ 大入島

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、ふれあいサロン事業・緊急通報システム事業や介護保険に基づく各種サービスをはじめ、生涯教育や社会体育の普及などの生きがい対策などを行っている。今後も、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり・安心して暮らし続けられる地域づくりが必要である。

また、島内唯一の介護施設である「デイサービスセンター海悠園」では、開所以来、高い利用率で推移している。

④ 大島

島内には利用できる介護施設や介護事業所がないため、佐伯市社会福祉協議会による「むつみ苑」での介護予防を目的としたいきいきサロンや、包括支援センターによる介護についての様々な相談業務などを実施している。

⑤ 屋形島・深島

佐伯市社会福祉協議会が、地域内の支え合いや介護予防を目的としたふれあいサロン事業の中で、体操、ゲーム、レクリエーション等を行い、要介護にならないための体づくりを指導している。

I – 7 教育・文化・地域コミュニティ

① 地無垢島

小・中学校を併設していたが、在籍する児童、生徒がいないため、平成 24 年度から小学校、平成 25 年度から中学校が休校となっている。校舎や教職員住宅は、島特有の気候や塩害により老朽化が著しい状態である。校舎については、状況を確認しながら修繕対応を行っている。

高校は設置されておらず、本土の高校へ通学となるが、通学手段がなく本土に居住する必要があるため、津久見市が家賃の一定額を助成する制度を設けている。

② 保戸島

昭和 49 年に建設された保戸島小学校は、島特有の気候や塩害等により老朽化が著しかったため、平成 12 年度に校舎の建て替えを行った。小・中学校の給食室も同時に建て替え、中学校は平成 20 年度に改築し、島内の教育環境の充実を図った。体育館についても、老朽化が著しい状態であったため、平成 22 年度に耐震工事を行った。令和 2 年度に校内にネットワーク環境の整備、令和 3 年度に普通教室の空調設備の整備を行った。

高校は設置されておらず、定期船を利用しての通学となることから、経済的負担軽減のため、津久見市が船賃（定期券代）の一定額を助成する制度を設けている。

③ 大入島

島内の幼稚園、小・中学校など全ての教育施設は休園、休校状態となっている。児童及び生徒は本土の小・中学校に登校しており、今後の出生数の推移、施設の老朽化により幼稚園、小・中学校を再開することは困難な状況となっている。

文化については、「トンド火まつり」など独自の伝統文化もあり、島外から多くの見学者が訪れているが、人口の減少や高齢化等により、地域の様々な活動に影響が生じている。

文化・社会教育施設としては、マリンハウス海人夏館が中核機能を担っており、様々な生涯学習を推進する事業（教室）を行っている。

地域コミュニティについては、人口の減少や高齢化等により、その存続が難しいものとなっていることから、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政が協働で取り組む仕組みを構築する必要がある。

④ 大島

現在、島内に子どもがいないことから幼稚園、小・中学校は休園、休校状態となっている。

文化・社会教育施設として、鶴見地区公民館分館を 2 地区（田の浦・地下）に整備しているが老朽化している。分館については、地区譲渡あるいは用途廃止する方針であり、また、地区公民館のコミュニティセンター化により、同様に移行される。

地区コミュニティについては、人口の減少や高齢化等により、その存続が難しいものとなっていることから、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政等が協働で取り組む仕組みを構築する必要がある。

⑤ 屋形島

小・中学校が設置されていないことから、児童は定期船を利用して本土の小学校へ

登校している。

高齢化もあいまって、島での祭りの実施が出来ておらず、神楽の保存継承が厳しい状況になっている。

地域コミュニティについては、人口の減少や高齢化等により、その存続が難しいものとなっていることから、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政等が協働で取り組む仕組みを構築する必要がある。

⑥ 深島

小・中学校の再開は厳しいことから、本土の学校の始業時間に合わせた定期船のスクールボート便を導入した。

地域コミュニティについては、人口の減少や高齢化等により、その存続が難しいものとなっていることから、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政等が協働で取り組む仕組みを構築する必要がある。

I – 8 自然環境・観光・交流促進

① 地無垢島

豊後水道に浮かぶ豊かな自然環境を活かして、市内のNPO法人等が夏に「無垢島自然体験学習会」を実施しており、多くの小中学生、大学生が島を訪れ好評を得ている。学習会では、地層観察・化石発掘、天体観測を中心に自然体験を通して地域住民と交流が行われている。

また、郷土料理として、「ひじきめし」「ニイナのてんぷら」があり、婦人会が作る「太刀魚のすりみ」も特産品の一つとなっている。その他の特産品としては、磯で獲れるサザエ、ウニ、クロメ等の魚介類や純度100%の椿油があるが、生産量は減少傾向にある。

依然として外部からの本島への関心度は高いものの、離島航路の便数や旅客定員が少ないこと、著しい高齢化のため、観光客の受入体制は厳しい状況である。

② 保戸島

狭い土地の中で高いコンクリート造りの住宅がひしめき合い異国情緒漂う独特の景観、漁村・漁民の歴史、文化などから「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選（平成18年度 水産庁）」に選定されており、観光客からはひゅうが丼をはじめとした「珍しいマグロ料理」の堪能、「船旅」や「島内散策」などを通じて島民と交流することにより、癒しの時間を過ごせると好評を得ている。特に平成30年度より、島民の経済振興及び島民のライフラインの維持・向上に資するため、保戸島の魅力要素（漁業、家並み、景観、暮らし、遊ぶ、人々）を活用し、新たなツーリズムの実現を図るため、保戸島の魅力を活かしたツーリズム促進事業を実施し、交流人口は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い観光客は減少している。

船旅と独特的な景観、料理や島民の人情等で、好評を得ている「保戸島観光」であるが、過疎化・高齢化の中では、地元住民による観光客の受入体制整備が大きな課題でもあるため、島外へ保戸島独自の食文化の宣伝等に努めている。

今後とも、協議を重ねる中で、地元の協力体制の構築を前提として、保戸島の魅力

を活かしたツーリズム促進事業を継続していく必要がある。

③ 大入島

大入島は、豊かな自然、観光素材を活かした取組を行ってきた。平成30年に「九州オルレさいき・大入島コース」が認定され島への観光客は増加傾向となり、これを契機に島内唯一の海水浴場である白浜海水浴場の清掃活動を島民あげて行い、現在は安全に泳げる環境となっている。

観光施設は、大入島食彩館や公園のカンガルー広場があり、この広場は佐伯市の姉妹都市であるオーストラリア・グラッドストン市にちなんだオブジェなどが友好の証として整備されている。その他、宿泊可能なマリンハウス海人夏館や、民泊施設、飲食店、キャンプ場等、様々な施設が整備されている。島民により、島を訪れる環境客向けに手作りの観光案内板や距離表示板、プランター等が設置されている。

島への観光は、釣り、サイクリング等のアウトドア活動、古くから伝わる「トンド火まつり」、島独自の「おおにゅうじま島まつり」、最近ではオルレフェア等のイベント参加が目的である。宿泊者は、島内施設の老朽化や本土の宿泊施設の増加等で減少傾向にある。島内には土産物店などが少ないため、観光客による消費の増加につながっていない。

今後は、施設整備や土地の利活用を検討し、引き続き島の自然や観光素材を活かした取組を推進することにより、地域経済の活性化や交流人口、関係人口の増加につながる仕組みを構築することが必要である。さらに大入島食彩館など老朽化した既存施設のリニューアルのほか、本土側に不足している観光案内・サインの整備も必要である。

④ 大島

来島者は、釣り客を主体として年間1,500人余りとなっている。宿泊施設はなく、観光関連の取組はなされていない。

また、釣り客のトイレ・ごみ問題等に苦慮している。

リアス海岸特有の美しい自然景観を有し、海洋リゾート、マリンスポーツ等の需要に応えることができる資源を有しているため、今後はそのような資源を活かした取組を推進し、交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。

⑤ 屋形島・深島

屋形島には、海浜植物が生息する砂浜があり、キャンプ等も行うことができる。民間企業によるゲストハウス、カヌー、スキューバダイビングが行われている。

深島は、サンゴなど様々な海洋生物が生息する美しい海に囲まれており、磯釣りのメッカとして有名で、その他には民間によるゲストハウスやマリンアクティビティなどが行われている。近年は、「ねこの島」として島民とねこたちが共生できるような取組を行っている。

今後は、島内の自然や観光素材を活かした取組を推進し、交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。

I – 9 国土保全・防災対策

本地域は、台風の襲来や冬の激しい季節風に加え、地形や地質、複雑な海岸線により災害発生の危険性が高い。

また、想定される南海トラフ地震等、津波への防災体制の確立が必要である。

① 地無垢島

台風襲来による波浪、高潮や津波災害の危険性がある。収容避難所としては、地区集会所、小・中学校が指定されている。高潮や津波の際は付近の高台に一時的に避難することになるため、避難路や手すりなどの整備を適宜実施している。

② 保戸島

台風襲来による波浪、高潮や津波災害の危険性がある。急傾斜地に住宅が重なるように密集しているため、土砂災害の危険性がある。収容避難所としては、地区集会所、小・中学校及び小・中学校体育館が指定されている。高潮や津波の際は、付近の高台や傾斜地上部にある施設等に一時的に避難することになるため、避難路や手すりなどの整備を順次実施している。

③ 大入島・大島・屋形島・深島

本地域は、台風が多く襲来し、冬季の季節風も激しく、加えて地形、地質や海岸線が複雑であるため災害発生の危険性が高い。このため、海岸保全、砂防、治山事業等を積極的に実施し、災害防止に努めてきたが、依然未整備箇所も多く災害発生の恐れがある。災害時の情報伝達手段として、全域に一斉放送が可能な防災スピーカーを整備している。防災ラジオについては、佐伯市内の他の地域と比べて高い普及率となっている。

大入島・大島については、南海トラフ地震やこれに伴う津波被害等も想定されるため、避難地や避難路の整備を行った。大島は、物資輸送基地としてヘリコプター離着陸場の整備や、自主防災会による防災講演会、避難訓練等が行われ、防災体制の強化が図られた。今後は、整備された避難地等を維持・管理していく必要がある。防災スピーカーについては、架空線による有線網であるため、断線した場合に機能しないことが危惧される。

屋形島・深島については、急傾斜施設や背後値を守るための海岸保全施設が整備されている。深島は、災害時等の対策として、衛星電話が公民館に設置されている。ヘリコプターが緊急離発着陸できる空き地については、深島は整備されており、屋形島は船着き場の空き地へ緊急離発着陸が可能である。南海トラフ地震やこれに伴う津波被害等も想定されるため、避難地・避難路・備蓄倉庫の整備が行われ、防災体制の強化が図られた。今後は、整備された避難地等を維持・管理していく必要がある。

II 振興の基本的方針

II-1 振興の基本的方針

本地域は、日豊海岸国定公園や豊後水道県立自然公園としての美しい自然景観を有しており、黒潮流と瀬戸内海水が交差する恵まれた漁場であることから、水産業が盛んで、魚介類を活用した郷土料理や特産品、加工品が生み出されている。

近年では、島の豊かな自然や海、歴史や文化など特色ある資源を活かし、島内外との交流や島特有の体験の提供などの観光振興が図られている。

しかしながら、離島が自然的・社会的に厳しい条件下にあることや、人口の減少、高齢化の急速な進展に伴い、航路の維持や生活環境の整備、緊急時の医療体制や高齢者の介護、防災対策など様々な課題も生じている。

このような背景のもと、離島の産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、離島ごとの特性を活かした振興を推進することで、離島においても住んでいる人々が安心し、活力をもって住み続けることができる島づくりを図る。

また、離島地域が抱える様々な課題を解決するため、情報通信技術（ICT）を活用した医療の充実や場所に制約されない働き方による雇用機会の創出、島の人口や交流人口、関係人口の増加を目的としたUIJターンの推進や空き家の活用による住居の確保など、新たな技術やサービス、制度の導入を検討する。

II-2 振興の目標

① 地無垢島

日常生活の利便性向上や誰もが安心して生活できる島の実現に向け、航路の維持や拡充、生活基盤の整備や確実な患者搬送手段の確保を検討する。

島の産業である水産業を振興する。婦人会が取り組む特産品の販路拡大を図り、特産品の主力である「椿油」の原料となる椿の実の継続的な採取方法の確立を図る。

② 保戸島

日常生活の利便性向上や誰もが安心して生きがいをもって生活できる環境整備として、航路の確保・維持や生活環境の整備、医療体制の充実を図る。

マグロはえ縄漁業の復興発展や沿岸漁業振興、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進する。

リアス海岸特有の美しい景観を有した豊かな島の自然と、マグロ料理を中心とした食文化、島固有の文化を活かし、島民も参加する島の特産品づくりや情報発信、島内の販売所整備の検討など観光振興の推進と交流人口や関係人口の拡大を図る。

③ 大入島

島の豊かな自然と水産資源等を活かした魅力ある島づくりと、島民の自助努力と相互の助け合いによる島民主体の島づくりを支援する。

農水産物のブランド化や加工品の開発による地場産業の振興や雇用の創出、情報ネットワークを通じた情報発信、島の豊かな自然と水産資源等を活かしたアウトドアの推進や景観整備等により、島内外地域との交流を促進し、交流人口や関係人口の増加を図る。

④ 大島

基幹産業である水産業を主体とした産業振興と恵まれた自然を活かし、釣り等の観光事業を推進することで、島を訪れる人と交流し、活性化を図り、島民が生きがいを実感できる島づくりを促進する。

また、島の高齢化により、日常生活に影響が生じている。特に島内の移動手段の確保については、喫緊の課題であり安心して暮らせるよう改善を図る。

⑤ 屋形島

沿岸漁業の振興や航路の維持、救急医療体制の確保を通して、日常生活の利便性を向上させ、島民が健康に安定して生活できる離島振興を進めていく。

島の自然や豊かな海を活かしたブルーツーリズムやワーケーション、ゲストハウス等により、島外からの交流人口や関係人口の増加を図る。

⑥ 深島

航路の維持や水産業の振興、救急医療体制の確保等を通して、島民が安定して健康に生活することができる離島振興を進めていく。

マリンアクティビティやゲストハウス、「ねこの島」として知名度が向上していることなど、ゆったりと流れる時間や島特有の観光資源を活かし、島外からの交流人口や関係人口の増加、長期滞在型観光を促進する。

III 具体的な施策

III-1 交通・通信施設の整備

① 地無垢島

島の隔絶性を軽減し、日常生活の利便性の向上や産業振興を図るため、航路の増便及び旅客定員数の拡大を検討し、乗降施設の改善や航路事務所等関連施設のバリアフリー化等の整備を推進する。

航路について、住民の生活実態に応じた運航を図り、1日2便の航路確保に向け関係機関と協議を行い、交通機関の確保を行う。地域間格差の是正を図るため、航路運賃について、島民回数券や島民割引の導入や、物資の流通に要する経費の低廉化の対策を検討する。

高度情報通信ネットワークについて、全島民が利用できるよう超高速ブロードバンドの基盤整備について、島民の生活ニーズを踏まえ検討する。

② 保戸島

島の隔絶性を軽減し、日常生活の利便性の向上や産業振興を図るため、航路の維持確保、運航ダイヤの改善、島民割引の導入等を検討し、乗降施設の改善や航路事務所等の関連施設のバリアフリー化等の整備を推進する。

道路について、大部分がコンクリート舗装であり、住宅が密集しているうえに高低差も激しく、高齢者や障がい者にとって通行が困難な箇所が多いため、住民が安心して通行できる生活道路の確保に向け検討する。架橋について、島民の生活ニーズを踏まえ、推進していく。

高度情報通信ネットワークについて、全島民が利用できるよう超高速ブロードバンドの基盤整備について利用環境を維持していく。

③ 大入島

航路について、住民の日常生活等に果たす役割は大きく、利便性の向上を図るために、利用状況を踏まえたダイヤ等の運航内容について、運営会社と協議を進める。利用者の減少及び燃料高騰等による航路経営の悪化を抑制するための対策を講じる。

道路について、幅員の狭い箇所や見通しの悪い箇所等の道路整備を進める。

また、架橋について、島の振興の進展を見ながら検討していく。

島内交通について、島民の利便性向上を図るため、今後の航路の状況等を踏まえながら、島民や関係機関等の協議を進める。

佐伯港について、本土との海上交通の拠点としての役割を維持するため、港湾施設の老朽化対策について、関係機関等と協議を進める。

情報通信について、情報通信技術（ICT）を活用し、住民異動届出等におけるスマート窓口の導入を検討するなど行政手続のオンライン化を推進する。

④ 大島

航路について、離島と本土を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の日常生活に果たす役割は大きく、市が運営することで運航の確保・維持に努める。

道路について、島内交通の利便性向上や観光を含めた産業の振興を図る上から、集

落間、集落内道路の改良維持を進める。

高齢者の島内移動手段の確保について、住民の生活環境の改善を図るため、解決策等を検討する。

情報通信について、情報通信技術（ICT）を活用し、住民異動届出等におけるスマート窓口の導入を検討するなど、行政手続のオンライン化を推進する

⑤ 屋形島・深島

航路について、離島と本土を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の日常生活に果たす役割は大きく、市が運営することで運航の確保・維持に努める。前航路会社から購入し運航している市営定期船えべあぐりいんについて、造船後20数年が経過し経年劣化による運航への影響が懸念されることから、新造船の購入についても検討を行い、また、新事務所の建設についても併せて検討を行うことで、航路の安定的な運航に努める。

情報通信について、情報通信技術（ICT）を活用し、住民異動届等におけるスマート窓口の導入検討、行政手続オンライン化を推進する。

ケーブルテレビの光化整備事業によるFTTH方式への切替えを行う。

III-2 産業振興

① 地無垢島

水産業について、地無垢島周辺では沿岸での一本釣り漁業や潜水漁業等に従事しているが、水産資源の減少が著しく、漁獲量も減少しているため、増殖場整備や種苗放流と海藻類の採取制限に取り組むなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進し、安定的な漁業生産を図るとともに、流通コストの改善を推進する。磯で漁獲される魚介類などの販路拡大に取り組んでいく。荒天時における船舶の安全運航を確保するため、港内の静穏度を保つ漁港整備の検討を行う。

婦人会が作る「椿油」について、安定的な販路の確立が進む一方で、高齢化により原料となる椿の実の採取が困難となってきていることから、椿の低木化を行い、椿の実の採取の効率化を図るとともに、ボランティア等の活用を検討し、本土との交流連携を促進する。

② 保戸島

水産業について、マグロはえ縄漁業の維持を図る。沿岸での一本釣り漁業の安定的な経営を図るために、増養殖場整備や種苗放流、海藻類の採取制限等を実施するなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」の推進と流通コストの改善を図るとともに、豊富な水産資源を活用した6次産業化の可能性について検討する。後継者育成について、島外からの移住就業者を積極的に求め、国が実施する就業者フェアへの参加や、水産高校での就業活動を行う。児童・生徒に対し、水産教室等を開催すること等により、漁業への理解を深めるとともに、地域住民が地元産業に定着できる環境の整備を図る。

島の特性を活かした加工品の開発や島内で加工生産できる環境の整備等を図り、増加傾向にある観光客に対して販売体制の確立を検討する。

狭い土地の中で高いコンクリート造りの住宅がひしめき合う独特の景観、漁村・漁民の歴史、文化などを活かしながら観光振興を図り、交流人口や関係人口の増加に向けた施策を推進し、地域活性化や特産品販売に結びつける。

③ 大入島

水産業について、種苗放流技術の改良や資源管理といった「つくり、育てる漁業」を推進し、漁場整備と漁港機能強化を一体的に推進する。台風時等に漁港内に漂着する流木等のごみについて、早期回収に努め、適切な漁港管理を行う。

幼稚仔の育成場として重要な藻場の保全を図るため、藻場保全活動を推進する。

漁場環境改善のため、漁業者の行う底質改良の取組に対して支援を行う。

養殖ブリや養殖ヒラメの生産技術と品質の向上を図り、地産地消やインターネット販売等を通じ販売力を強化し、利益率の向上に努める。あわせて、生産者所得の向上、労働環境の改善等により、地場産業の振興と雇用の創出、後継者の育成を図る。

農業について、島に適し、女性や高齢者でも生産しやすい品目を研究・検討し、新品种の導入による農地の荒廃化防止や生産者の所得向上に努める。

農水産物を活用した加工品づくりを進め、高付加価値化の取組を推進する。

近年、イノシシ等による農作物等への被害が深刻な問題となっていることから、鳥獣被害対策を進める。

④ 大島

水産業について、一本釣り漁業の振興における沿岸水産資源の維持、増大と安定的な漁業生産を確保するため、種苗放流事業、藻場再生事業及び有害動物（サメ）駆除等に取り組み、「つくり、育て、管理する漁業」を推進する。漁業生産基盤として増養殖場の造成や魚礁設置等沿岸漁場の整備を進める。

漁港は逐次整備しているが、集出荷施設と定期航路の発着場等の多面的利用及び漁業活動の向上を考慮した施設設備を島内の3集落と調整しながら検討する。台風時等に漁港内に漂着する流木等のごみについて、早期回収に努め、適切な漁港管理を行う。

沖合養殖場関連施設整備について、大分県、佐伯市、大分県漁業協同組合、養殖場参入業者等と協議しながら必要な施設整備を推進する。

養殖場で生産される魚について、参入業者と協力しながらブランド化を推進する。

⑤ 屋形島

水産業について、水産資源を維持・増大するため、幼稚仔の育成場として重要な藻場の保全を図る藻場保全活動を推進し、魚礁の整備、カサゴ等の種苗放流を行う。

⑥ 深島

水産業について、水産資源の増大と漁獲量の増加を図るため、今後も新たな沖合魚礁の整備を推進する。

特産品である深島みその製造販売について、高齢者にも持続可能な取組として、推進する。

III-3 生活環境の整備

① 地無垢島

誰もが安心して生活できる島の実現に向け、水道施設、排水施設、生活道路、広場等の整備を検討する。

水道について、市の水道施設が設置されていないため、飲料水については本土からの交通船（カメリアスター）により運搬を行っているが水量が十分とはいせず、生活用水の大部分において井戸水や雨水を利用している現状である。このため、トイレは現在もくみ取り式であることから、水量の確保対策を図り、合併処理浄化槽の設置の可能性を検討する。

生活通路や広場等について、適切な維持管理をしながら必要な整備を行い、生活環境の改善を図る。

② 保戸島

誰もが安心して生活できる島の実現に向け、水道施設、排水施設、生活道路、広場等の適切な維持管理に努める。

水道について、整備済みである簡易水道の維持管理に努め、将来的には本土の上水道との統合を検討する。

し尿や生活排水の処理について、人家が密集した状態であるため、浄化槽設置が困難であるが、高齢化も著しく進んでいることから、早急な対策を検討する。

生活道路や広場等について、適切な維持管理をしながら必要な整備を行い、生活環境の改善を図る。特に生活道路や避難道路に関しては高低差が大きいため、手すり等を設置し、高齢者、障がい者にとってやさしい環境づくりに努める。

③ 大入島

水道について、今後も本土からの海底送水管による安定供給に努める。

生活雑排水について、荒網代地区は、漁業集落排水施設のダウンサイジング等、施設の適正化手法の検討を行い、適切な維持管理を努めるとともに、漁業集落排水施設への接続を推進する。その他の地区は、離島地域の住民サービスの公平性に努めるとともに合併処理浄化槽への転換を推進する。

家庭ごみの定期的な収集体制を維持する。

海水浴場、護岸等に漂着した流木等のごみについて、その処理を管理者等と協議し、適切な管理に努める。

堀切地区に集中して整備された各施設について、老朽化対策や、その周辺の整備されていない土地の利活用を検討する。

空き家対策として、住居として活用の見込めない老朽空き家については、近隣住民の生活環境悪化が危惧されることから、除却に係る費用を助成し、環境保全を図る。空き家バンクへの登録を推進することにより、移住促進やテレワーク等の取組に努める。

島内の買い物等日常生活に必要な環境の維持、改善について、島民や関係機関等と協議を進め、対策を検討する。

消防防災対策について、消防団員の地区集会等へ積極的な参加を促し、地区との連

携やコミュニケーションを図る。団員の確保について、厳しい現状であるが、基本団員の補助を担う機能別消防団の拡充を図る。

海上交通を活用した消防・救急活動、ヘリコプターを活用した救急救助活動を継続する。

④ 大島

水道について、生活の基盤であることから、今後も丹賀浦にある水道施設からの海底送水管による安定供給に努める。

生活雑排水について、漁業集落排水施設の機器を更新する際は、ダウンサイ징等適正化手法の検討を行い適切な維持管理に努める。

家庭ごみの定期的な収集体制を維持する。

台風時あるいは北風の強い冬期に漂着した流木等のごみについて、その処理を管理者等と協議し、適切な管理に努める。

空き家対策として、住居として活用の見込めない老朽空き家については、近隣住民の生活環境悪化が危惧されることから、除却に係る費用を助成し、環境保全を図る。空き家バンクへの登録を推進することにより、移住促進やテレワーク等の取組に努める。

島内の買い物等日常生活に必要な環境の維持、改善について、島民や関係機関等と協議を進め、対策を検討する。

消防防災対策について、消防団員の地区集会等へ積極的な参加を促し、地区との連携やコミュニケーションを図る。団員の確保について、厳しい現状であるが、基本団員の補助を担う機能別消防団の拡充を図る。

海上交通を活用した消防・救急活動、ヘリコプターを活用した救急救助活動を継続する。

⑤ 屋形島・深島

深島の水道の原水不足について、ダム水位の監視や運用方法の変更により、安定供給に努める。

生活雑排水について、離島住民の生活を支援するとともに合併処理浄化槽への転換を推進する。し尿及び浄化槽の汚泥収集について、収集・運搬を継続し、島民の生活を支援する。

家庭ごみの定期的な収集体制を維持する。

空き家対策として、住居として活用の見込めない老朽空き家については、近隣住民の生活環境悪化が危惧されることから、除却に係る費用を助成し、環境保全を図る。空き家バンクへの登録を推進することにより、移住促進やテレワーク等の取組に努める。

III-4 医療・保健

① 地無垢島

医師会との連携や保健師による栄養教室、健康教室等の保健活動により、島の医療体制の充実を図る。

救急医療について、傷病者発生時の搬送船の継続した確保、傷病者搬送時間の短縮と夜間や悪天候時の患者輸送手段の確保を検討するとともに、ドクターへリや各医療機関との連携強化を推進する。

島内の妊婦が健康診査や出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、船賃等通院に係る費用を助成する。

② 保戸島

救急医療について、傷病者発生時の搬送船の継続した確保、傷病者搬送時間の短縮と夜間や悪天候時の患者輸送手段の確保を検討し、ドクターへリや各医療機関との連携強化を推進する。

平成18年3月から津久見市が公営により設置した「保戸島診療所」において安定した医療体制の確立ができるよう医師の確保を図り、令和2年10月から運用を開始した「オンライン診療」では、島内の感染症リスクを低減しつつ、夜間や悪天候時の継続的な医療の確保を図る。

妊婦が健康診査や出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、船賃等通院に係る費用の助成について助成する。

保健師による栄養教室、健康教室等の保健活動を促進し、島民の健康維持を図る。

③ 大入島

佐伯市国民健康保険大入島診療所について、引き続き指定管理者による診療、患者輸送の維持に努める。

救急医療について、救急時の船舶チャーター料の補助制度の維持に努める。

また、二次救急医療体制整備事業により治療を必要とする患者の医療を確保し、患者輸送時間の短縮と荒天時や夜間の患者輸送手段の確保を検討する。

地域における保健活動について、保健師による健康相談や訪問指導を通して、住民の健康づくりや健康管理を行っていく。

④ 大島

佐伯市国民健康保険大島診療所について、引き続き対岸の佐伯市国民健康保険丹賀診療所の医師による診療の維持に努める。

救急医療について、救急時の船舶チャーター料の補助制度の維持に努める。

また、二次救急医療体制整備事業により治療を必要とする患者の医療を確保し、患者輸送時間の短縮と荒天時や夜間の患者輸送手段の確保を検討する。

地域における保健活動について、保健師による健康相談や訪問指導を通して、住民の健康づくりや健康管理を行っていく。

⑤ 屋形島・深島

救急医療について、救急時の船舶チャーター料の補助制度の維持に努める。

また、二次救急医療体制整備事業により治療を必要とする患者の医療を確保し、患者輸送時間の短縮と荒天時や夜間の患者輸送手段の確保を検討する。

遠隔医療等の導入について、地理的な制約を和らげ、患者負担の軽減に資する一方で、環境整備や患者に対しサポートを行う人員の確保等の課題もあり、島民や関係機関等と連携した体制整備が必要となるため、協議を進める。

地域における保健活動について、保健師による健康相談や訪問指導を通して、住民

の健康づくりや健康管理を行っていく。

III-5 介護サービス、高齢者福祉等

① 地無垢島・保戸島

誰もが安心して生きがいをもって生活できる環境を整備するため、高齢者対策として、住み慣れた地域で高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向け、介護予防、重度化防止の推進を図る。

② 大入島

高齢者が住みなれた地域で生きがいをもち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、ふれあいサロン事業、緊急通報システム事業や介護保険に基づく各種サービスをはじめ、生涯教育や社会体育の普及などの生きがい対策などを継続して実施する。

③ 大島

高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した生活が営まれるよう、高齢者の暮らしを社会全体で支える地域づくり「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

④ 屋形島・深島

佐伯市社会福祉協議会が、地域内の支え合いや介護予防を目的としたふれあいサロン事業の中で、体操やゲーム、レクリエーション等を行い、要介護にならないための体づくりを指導しており、今後も継続的に取り組む。

III-6 教育・文化・地域コミュニティ

① 地無垢島・保戸島

学校が文化や防災の拠点であることを重視し、学校施設の適切な維持管理に努め、固有文化の伝承等により文化環境の整備を図る。

地無垢島について、今後移住等により子育て世代が居住する場合に備え、高校に修学する生徒について、航路の運航時間から通学が不可能なため、引き続き家賃の一定額を助成し、修学の機会を確保する。

保戸島について、本土へ通学する高校生の経済的負担を軽減するため、船賃（定期代）を助成し、修学を支援する。

急変する社会情勢の中で島民が豊かな人生を送るために、生涯にわたる学習活動が不可欠である。このため、生涯学習関連施設の充実や、諸施設を活用した学習機会の提供に努めることで、住民が生きがいをもって生活できる島づくりを推進する。

豊かな自然を活かした体験学習等を実施し、島と都市部の子どもの交流を図るとともに、特に保戸島については、島の子どもが定期的に市内部の学校へ交流に行き、集団活動や対話による深い学びの習得にも継続して取り組む。

② 大入島

教育について、幼稚園、小・中学校の休園、休校期間が長いことから、住民との協

議により施設の廃園、廃校を検討する。本土の学校等に通う児童・生徒等がいる世帯に対し、通学費を助成し、本土への通学等を支援する。本土へ通学等する高校生がいる世帯に対し、通学費等を助成し、本土への修学を支援する。

本島の伝統文化である「トンド火まつり」等については、人口の減少や高齢化等により活動への影響が懸念されるが、今後も継続して伝統文化の継承活動を支援する。

社会教育施設として中核機能を担っているマリンハウス海人夏館（大入島地区公民館）について、コミュニティセンター化が予定されており、今後は地区コミュニティの拠点施設での生涯学習事業（教室）を推進する。地域コミュニティ協議会の設立を進め、地域コミュニティ事業を展開し、地域を担う新たな人材の育成に努めていく。

堀切地区の整備されていない土地の利活用を住民と検討する。

また、地域による自発的かつ主体的な地域づくりの推進を図るための取組を支援する。

③ 大島

教育について、幼稚園、小・中学校の休園、休校期間が長いことから、住民との協議により施設の廃園、廃校を検討する。本土の学校等に通う児童・生徒等がいる世帯に対し、通学費を助成し、本土への通学等を支援する。本土へ通学等する高校生がいる世帯に対し、通学費等を助成し、修学を支援する。

鶴見地区公民館は令和5年以降コミュニティセンター化が予定されており、分館についても同様に移行されることとなっている。他の既存施設についても、地域コミュニティの活動拠点としての活用を検討する。

また、地域による自発的かつ主体的な地域づくりの推進を図るための取組を支援する。

④ 屋形島

教育について、本土の学校等に通う児童・生徒等がいる世帯に対し、通学費を助成し、本土への通学等を支援する。本土へ通学等する高校生がいる世帯に対し、通学費等を助成し、本土への修学を支援する。

地域の文化財や伝統文化は、どの地域も少子高齢化等により継承機会が減少し、保存、活用する体制や機会は十分ではない。今後、文化財や伝統文化を再認識し、市民の愛着を深め、行政・教育機関・民間の連携と体制強化により保存、活用できるよう取り組む必要がある。

地域コミュニティ協議会の設立に向けた協議を進め、その拠点づくりに取り組む。地域による自発的かつ主体的な地域づくりの推進を図るための取組を支援する。

⑤ 深島

教育について、小・中学校の休校期間が長いことから、住民との協議により施設の廃校を検討する。本土の学校への始業時間に合わせた定期船のスクールボート便を導入するとともに、本土の学校等に通う児童・生徒等がいる世帯に対し、通学費を助成し、本土への通学等を支援する。本土へ通学等する高校生がいる世帯に対し、通学費等を助成し、本土への修学を支援する。

地域コミュニティ協議会の設立に向けた協議を進め、その拠点づくりに取り組む。地域による自発的かつ主体的な地域づくりの推進を図るための取組を支援する。

III-7 自然環境・観光・交流促進

① 地無垢島・保戸島

リアス海岸特有の美しい自然景観を有する本地域は、日々けん騒の中に生活の癒しを求める都市部住民にとっては非常に魅力的な地域であり、島民の協力を前提に、島の自然、食、歴史や文化等を活かした観光振興の推進により、交流人口や関係人口の拡大を図る必要がある。

平成23年4月の屋外型体験施設「つくみイルカ島」が本土にオープンしたことにより、市外からの流入人口も増大してきたが新型コロナウイルスの影響により減少している。今後、アフターコロナを見据え、「第2期津久見市観光戦略」において「観光を通じた地域産業の振興と地域の活力創造」を戦略目標に掲げ、令和8年度までに達成を目指す目標を「市民が潤い、誇りがもてる観光基盤をつくること」としているため、離島の観光魅力向上として、島民も参加する「保戸島わくわく会議」の開催、島外イベント、島内環境整備などを行う保戸島ツーリズムを推進する。

また、自然景観や海洋資源を活かした誘客事業を展開し、交流人口や関係人口の増加を図る。

各種イベント等を通じ、食観光等の販路拡大や宣伝、土産品としての特産品づくりを支援する。

観光振興を推進するためには、離島航路の維持や島の生活基盤整備、急病時における医療体制の確立等が必要不可欠であり、観光施策と整合性を図りながら進めいく。

② 大入島

島内の観光施設をはじめ様々な公共施設が堀切地区に集中し整備されているが、施設の老朽化、利用者の減少等により維持管理をはじめ様々な問題が生じていることから、その施設等の利活用と一体的な景観整備について検討するとともに、本土側に観光案内板等の整備を進める。

また、島の資源である豊かな自然や観光素材等を活かしながら、「トンド火まつり」や九州オルレさいき・大入島コースのフェア等、四季を通じて集客力のある魅力的な観光メニューづくりに努める。あわせて、特産品の開発や加工販売の強化、品質向上を図り、それらを使用した料理の提供、観光案内、情報発信等を行うことにより新たな観光資源を育て、地域活性化や交流人口、関係人口の増加に繋げる。

③ 大島

豊かな自然景観は観光資源として大きな可能性を有していることから、民間活力を活用した大島ならではの魅力的な観光事業を推進することにより、他の地域との交流を促進し、交流人口や関係人口の増加を図る。

④ 屋形島・深島

磯釣りやサンゴ遊覧、スキューバーダイビング等を含めたブルーツーリズムや、深島については「ねこの島」など、島の特色を活かしたツアー、コンテンツ造成に努め、ゲストハウスやワーケーションなど他の地域等との交流を促進し、交流人口や関係人口の増加を図る。

III-8 國土保全・防災対策

① 地無垢島・保戸島

四方を海に囲まれており、夏季の台風襲来や冬季の季節風等による激しい波浪や高波、加えて狭小な平地や斜面に人家が密集し、その背後に山地が迫る地形による土砂災害や、南海トラフ地震等が発生した場合の津波災害など災害発生の危険性が高い地域である。海岸保全、高潮対策、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山事業等を環境や景観に配慮しながらも計画的に進めることで防災、減災に努める。

津波発生時において、自立的に避難活動が行えるよう避難路の整備や手すりの設置等を順次行っていくとともに、孤立対策として備蓄物資や通信設備等の充実を図る。

また、防災教育や防災訓練を実施し地域防災力の向上を図る。

消防防災体制について、機材や防火水槽は塩害による腐食が早いことから計画的な更新を図り、高齢者や女性でも扱うことができる装備にする

② 大入島・大島・屋形島・深島

四方を海に囲まれており、夏季の台風襲来や冬期の季節風による激しい波浪、加えて狭小な平地に人家が密集し、その背後に山地が迫る地形から、災害発生の危険性が高いため、防災パトロールを充実させ、危険箇所の早期発見を行うとともに、海岸保全、高潮対策、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山事業について、環境や景観を考慮し計画的に進め、災害に強い島づくりに努める。

大入島・大島について、整備された避難地や避難路等の維持・管理を支援し、津波浸水想定の変更等が生じた場合は、必要に応じて避難所の見直しを検討する。防災スピーカーの無線化整備を推進し、防災体制の強化を図る。

屋形島・深島について、整備された避難地や避難路等の維持・管理を支援する。屋形島は、ヘリコプターが緊急離発着陸できる空き地の整備や維持を、住民や関係機関等を協議する。

IV 産業振興促進事項

IV-1 佐伯市

- ① 産業の振興を促進する地域
大入島、大島、屋形島、深島
- ② 振興すべき業種
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、個人の営む水産業
- ③ 計画期間
令和5年4月1日から令和15年3月31日まで
- ④ 当該業種の振興を促進するために行う業種の内容
佐伯市離島では、漁業従事者の高齢化や島外に職を求める住民等の増加により就業者数の減少が続いていること、担い手不足対策の推進が課題である。
また、漁業資源の減少等により漁獲量も減少しているため、海面漁業における種苗放流、増殖場等の整備、藻場保全活動の推進、有害動物（サメ）の駆除等その対策が課題である。
また、製造業における施設整備や人材不足が課題である。
このような課題に対して、以下の対策により当該業種の振興を促進する。

【佐伯市】

佐伯市の離島における産業振興を図る上で課題を解決するため、租税特別措置の活用を促進し、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の設備投資や雇用を促進するために、国、県、関係機関等と連携しながら取組を行う。

【大分県】

事業税、不動産取得税など県税の減免、設備投資、雇用促進等の情報提供、その他支援等を行う。

⑤ 目標

業種	新規設備投資件数	設備投資に伴う雇用者数
製造業	1 件	1 人
旅館業	1 件	1 人
農林水産物等販売業	1 件	1 人
情報サービス業等	1 件	1 人

⑥ 評価に関する事項

目標の達成状況について、5年ごとに評価し、施策の見直しを行う。

IV-2 津久見市

- ① 産業の振興を促進する地域
地無垢島、保戸島
- ② 振興すべき業種
製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等
- ③ 計画期間
令和5年4月1日から令和15年3月31日まで
- ④ 当該業種の促進を推進するために行う業種の内容

保戸島において、低迷するマグロ延縄漁業を含む漁業の復興を図るとともに、沿岸での一本釣りの安定的な経営を図るため、増養殖場整備や種苗放流と海藻類の採取制限等を実施するなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進し、流通コストの改善を図るとともに、豊富な水産資源を活用した6次産業化の可能性について検討する必要がある。後継者育成については、地域住民が地元産業に定着できる環境の整備を図る必要がある。

第2次産業について、島の特性を活かした加工品の開発や島内で加工生産できる環境の整備等を図り、増加傾向にある観光客に対する販売体制の確立を検討する。

第3次産業として、狭い土地の中で高いコンクリート造りの住宅がひしめき合っている独特的な景観、漁村・漁民の歴史、文化などを活かしながら観光振興を図るとともに、交流人口や関係人口の増加に向けた施策を推進し、地域活性化や特産品販売に結びつけていく必要がある。

地無垢島において、基幹産業である水産業は、増養殖場整備や種苗放流と海藻類の採取制限に取り組むなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進し、安定的な漁業生産を図るとともに、流通コストの改善を推進する必要がある。磯で漁獲される魚介類などの販路拡大に取り組む必要がある。荒天時における船舶の安全運航を確保するため、港内の静穏度を保つ漁港整備を検討する必要がある。

婦人会が作る「椿油」について、椿の低木化を行い、椿の実の採取の効率化を図るとともに、本土との交流連携を促進し、観光と産業を一体化した体制の構築を図る必要がある。

離島における医療体制について、地無垢島では、月に2度医師会が医師を派遣し、巡回診療を実施している。保戸島では、平成17年度に島内唯一の民間診療所が閉鎖となり、島民の医療を確保するために公立の「保戸島診療所」を設置している。しかしながら両島とも緊急時における医療体制や悪天候時等の患者搬送体制が不十分であり、緊急時の医療に対する不安は大きいため、医療・福祉サービスの整備が課題である。

観光業は、近年の観光客の動向変化や人口減少社会を鑑みると、インバウンド観光の推進が、離島地域においても必須となることが想定され、宿泊を伴う滞在型観光の推進の観点からも、本土から保戸島、地無垢島まで出向いてもらうための情報発信の充実や外国人を含む受け入れ体制の整備など、積極的な取組がこれまで以上に求められる。しかしながら、宿泊施設や飲食店などの受け皿となる関連施設については、施設の老朽化や従事者の高齢化、受け入れ能力などの問題もあり、後継者の育成や新規

起業者の進出支援といった商業的側面からの支援も必要である。

情報サービス業は、情報通信基盤が地理的条件不利性を緩和するための重要な社会基盤であることから、整備が必要になってくると考えられる。情報通信基盤を利活用することにより、情報サービス業の振興はもとより、水産業や観光など様々な産業の振興を促進するとともに、新たな雇用の創出につなげる必要がある。

今後は、離島地域の特性である豊かな自然や新鮮な水産物を活かした新たな産業の創出等により、若者の定住や市外からの移住促進など活気のある地域づくりを進めていく必要がある。

このような課題に対して、津久見市は、産業振興のため、関係団体と連携を密にして、事業者の設備投資に係る国税の租税特別措置活用促進を働きかけ、離島振興対策実施地域の地方税課税免除を実施し、事業者の経済的負担の軽減に努める。

【共通的な取組】

- ・租税特別措置の活用促進、離島振興対策実施地域における地方税の不均一課税及び課税免除に関する条例の整備
- ・雇用情報の提供の充実
- ・漁業の6次産業化の推進等

【津久見市】

- ・津久見市ホームページなどで、新たな租税特別措置法における制度の周知をするほか、関連団体等を通じて該当する企業に対し租税特別措置の活用促進、産業振興のための各産業団体への支援

【大分県】

- ・事業税、不動産取得税など（県税）の減免、設備投資、雇用促進等の情報提供、その他支援等

【商工会、漁業協同組合】

- ・経営者向けの研修等による人材育成、経営改善指導、融資制度の周知と斡旋等

【観光協会】

- ・観光PR活動の促進等

⑤ 目標

- ・計画期間中の新規設備投資件数 1件
- ・該当新規設備投資による新規雇用者数 2人

⑥ 評価に関する事項

目標の達成状況について、5年ごとに評価し、施策の見直しを行う。